

第2次遊佐町教育振興基本計画 後期計画

【計画期間：2023（令和5）年度～2027（令和9）年度】

子どもたちに夢を

ふるさとを愛し、未来を拓く
「いのち」輝く町民の育成



2022（令和4）年11月
遊佐町教育委員会

はじめに

コロナ禍になって3年目。第7波が収束の方向に向かっていると思いきや、第8波の兆しも見え始め、相変わらず予断を許さない状況です。今年度は、「3年ぶり」という言葉をよく耳にします。2年間中止を余儀なくされていたイベントが、規模縮小ながら各地で復活。人々が集う賑やかさを、改めて実感する今日この頃です。世界情勢をみれば、ロシアによるウクライナ侵攻に終息のメドが立っておらず、円安も追い打ちをかけ、食料品を中心とした物価の度重なる値上げが、日常生活を圧迫しています。1日も早く、ウクライナ侵攻に終止符を打ち、コロナ禍前のマスクなしの生活に戻れることを、今から心待ちにしています。

さてこの度、「第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画」を策定しました。基本目標『ふるさとを愛し、未来を拓く「いのち」輝く町民の育成』のもと、未来にはばたく「いのち」輝く子どもの育成、心豊かに「いのち」輝く町民の育成の基本的方向を再確認するとともに、前期の評価と今後の課題を整理し、後期の計画を策定しました。主な変更点は、確かな学力を育む教育の推進です。特に、主体的・協働的に学ぶ探究的な学習の推進や体験的な学習の推進。さらには、幼保小中高一貫した教育の推進を挙げています。

また、後期の目標達成を目指すにあたり、次に掲げる5つの「オール遊佐の英知」を共通理解し、5年先を見据えたビジョンを広げておくことも大切です。

- ① 豊富な人材を活用するとともに、伝統文化を継承する。
- ② 議論の持つダイナミズムやプロセスを大切にする。
- ③ 会議や話し合いの場でのチェック&バランス感覚を磨く。
- ④ 志を長く持ち続け、失敗から学ぶ力をたくわえる。
- ⑤ 多様性を認め合い、柔軟性や寛容性を育成・醸成する。

「ふるさと愛」が町民に根ざし、子どもたちや若者の将来に種を蒔き、一人ひとりの自己実現を町全体でサポートすることが、時代の急激な変化に対するアイデンティティを構築することにつながっていくものと確信しております。

結びに、来年の4月には町内5つの小学校が統合し、新生遊佐小学校が開校し、新たなスタートを迎えます。学びのフィールドが、これまでの小学校区から町内全体へと広がります。人的・物的な資源を生かした小学校教育が、ふるさと愛に満ち溢れ、一人ひとりの個性が輝く、活気ある遊佐町をつくる原動力になり続けることを願ってやみません。また、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画検討委員会委員の皆様、そして関係各位に対しまして、改めて衷心より感謝申し上げます。

令和4年11月

遊佐町教育委員会
教育長 土 門 敦

目 次

第1章 計画の見直し（後期計画の策定）にあたって	1
1 計画の見直し（後期計画の策定）の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の構成	2
4 計画の進行管理	2
5 他の計画との関係	2
第2章 教育をめぐるこれまでの動向と遊佐町の現状	3
1 国（文部行政）の動向	3
2 山形県の動向	5
3 遊佐町の動向	5
4 遊佐町の教育における前期5年間の取り組みの現状.....	6
(1) 成果（大切にして積み上げてきた取り組み）	6
(2) 課題（今後一層大切にしていきたい取り組みと方向性）	10
第3章 10年間を通してめざす遊佐町の教育の姿	14
1 基本目標	14
2 基本目標の具体化	15
3 めざす人間像	17
4 今後5年間の重点	18
5 後期計画の体系図	19
第4章 今後5年間の基本方針と主要施策	21
基本的方向Ⅰ 未来にはばたく「いのち」輝く子どもの育成 【地域全体で育む学校・園の教育】	21
基本施策1 乳幼児期の教育と子育て支援の推進.....	22
基本施策2 コミュニティ・スクールの推進.....	24
基本施策3 よりよい生き方を育む教育の推進.....	25
基本施策4 確かな学力を育む教育の推進.....	29
基本施策5 変化に対応する力を育む教育の推進.....	32
基本施策6 教育環境の整備の推進.....	34
基本施策7 青少年の健全育成.....	36

基本的方向Ⅱ

心豊かに「いのち」輝く町民の育成

【学びをつなぐ生涯学習（社会教育）】 39

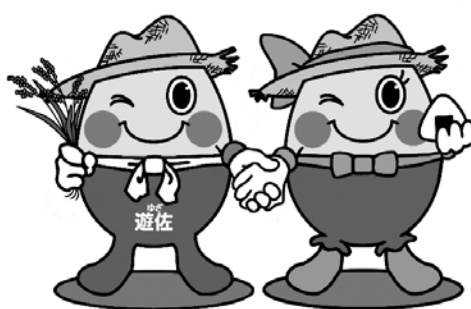
基本施策 8	生涯学習推進体制の整備.....	40
基本施策 9	生涯学習の基礎的環境づくり.....	42
基本施策 10	多様な生涯学習機会の提供.....	43
基本施策 11	次世代につなぐ地域活動の推進.....	44
基本施策 12	うるおいに満ちた芸術文化活動の推進.....	45
基本施策 13	文化財等の調査・保存と継承・活用.....	47
基本施策 14	歴史・文化遺産の保存と継承・活用.....	48
基本施策 15	はつらつとした生涯スポーツ活動の推進	49

基本施策 16 確かな教育行政の推進 52

資料編 53

1	遊佐町町民憲章・まちづくり基本条例	54
2	第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画策定の経過	55
3	第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画策定要綱	56
4	第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画検討委員会設置要綱	57
5	第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画検討委員会委員名簿	58
6	用語の解説	59

本文中の※の用語は、巻末（P59～60）にて解説しております。



遊佐町のイメージキャラクター

米～ちゃん ライちゃん

遊佐町少年議会の「遊佐町をもっとPRしたい」という発案により、町のイメージキャラクターを「米～ちゃん」に決定しました。その後、妹の「ライちゃん」などが加わり、3世代6人家族になりました。遊佐町少年議会における少年町長と少年議員は、町内在住・在学の中高生の立候補者からなるボランティア組織で、全国的にも注目されています。

第1章 計画の見直し（後期計画の策定）にあたって

1 計画の見直し（後期計画の策定）の趣旨

《当初計画の趣旨》

少子化を伴う急激な人口減少、高齢化、産業構造・雇用環境の変化、国際化や情報化の進展、地域コミュニティ意識の希薄化、安心と安全への危惧、環境問題の顕在化、生活習慣の多様化等、社会情勢が刻々と変化しています。このような時代を見据え、遊佐町は、今後10年間2017（平成29）年度から2026（令和8）年度の町のあり方を方向づける、「遊佐町総合発展計画（第8次遊佐町振興計画）」を策定しました。

これまで本町の教育が培ってきた成果の上に立ち、新たな課題を整理し今後の遊佐町の教育のあるべき姿を見据え、長期的な展望を確認することは、町の発展並びに教育の振興に向けて重要なことでもあります。このたび、遊佐町教育委員会は、「遊佐町教育の目標」・「期待する人間像」並びに「遊佐町教育振興基本計画（平成23年度策定）」を改訂し、「第2次遊佐町教育振興基本計画」を策定します。この中で遊佐町の教育が向かうべき方向を明らかにし、基本施策と具体的施策を設定して年次毎に施策を推進していく際の指標としていきます。

《見直しの趣旨》

本計画の計画期間は10年間としていますが、教育環境の変化等を勘案して中間年度に見直しをすることにしています。5年近くを経過し、人口減少と少子化がさらに進行する気配です。町の5小学校の統合がなされ、小学校1校・中学校1校になります。AIの活用が一層進むソサイエティ5.0（超スマート社会[※]）の到来が言われています。学校のICT[※]化が着実に進み、授業（学び方）改善の大きな視点になっています。SDGs[※]がクローズアップされ、学校や地域社会での学びや実践のテーマになってきています。本町では、コミュニティ・スクール[※]推進を核に、地域とともにある学校づくりを進め、協働のまちづくりを通して、地域コミュニティの在り方を模索しながら教育力の向上に努めてきました。

国は、2018（平成30）年に、「第3期教育振興基本計画」を策定し、これからの社会の変化を見据えた教育の方向性を示しました。山形県は、2020（令和2）年に「第6次山形県教育振興計画（後期計画）」を策定し、今後5年間に取り組む教育施策の方向性を示しました。このような中で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う「新しい生活様式」が求められ、学校の休校、社会教育施設の使用制限等があり、学校をはじめとする教育現場の置かれた状況が大きく変化しました。新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは立っておらず今後も対応が求められています。

これらを踏まえ、前期の施策の進捗状況（成果と課題）を整理し、国や県の新たな計画を参考に、本町の教育の充実に向けて施策を見直して今後5年間の後期計画を策定します。

2 計画の期間

本計画は、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度の10年間の計画としていますが、中間年度の今年度これまでの実績に基づいて見直しを行い、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間で「第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画」として、計画を継続します。

3 計画の構成

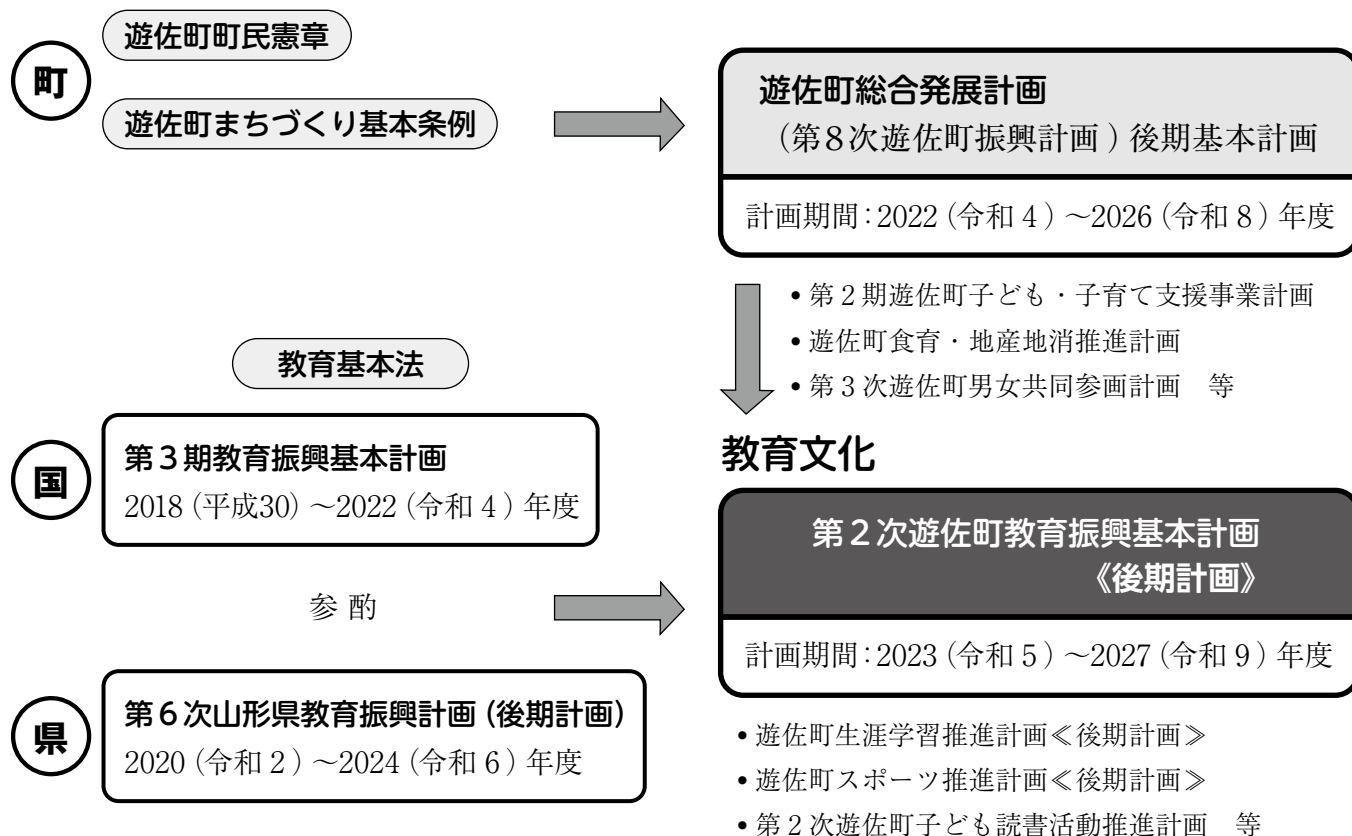
この計画は、5年後に目指すべき姿として前期の計画を継承し、基本目標「ふるさとを愛し、未来を拓く『いのち』輝く町民の育成」の具現を目指します。「めざす人間像」「はぐくむ子ども像」と「基本的方向」を再確認し、一部見直しを図りながら「基本施策」と基本施策に基づく具体的な「施策」項目を示します。

4 計画の進行管理

基本施策を中心に目標指標等を掲げ、年度の具体的な施策の主要な内容について進捗状況进行分析して点検と評価を行います。これに基づいて今後の課題を整理し、次年度の方向性を確かなものにして基本目標や重点の具現を目指します。

5 他の計画との関係

本計画は、教育基本法第17条第2項及び国の「第3期教育振興基本計画」に基づいて策定する、遊佐町の教育振興の施策に関する基本的な計画です。また、国や県の関連計画を参酌するとともに、第8次遊佐町振興計画をはじめとする町の諸計画との整合を図ったものです。



第2章 教育をめぐるこれまでの動向と遊佐町の現状

1 国（文部行政）の動向

(1) 教育基本法【平成18年12月】

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画を定めるように努めなければならない。

(2) 第3期教育振興基本計画【平成30年6月15日 閣議決定】

※第1期計画：平成20年 ※第2期計画：平成25年

《社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえた取り組むべき課題》

① 社会状況の変化

- ・人口減少、高齢化の進展
- ・急速な技術革新
- ・グローバル化*の進展と国際的な地位の低下
- ・子供の貧困など社会経済的な課題
- ・地域間格差など地域の課題

② 教育をめぐる状況変化

- ・子供、若者をめぐる課題
- ・地域コミュニティの弱体化
- ・家庭の状況変化
- ・教師の負担
- ・高等教育を取り巻く状況変化と課題

③ 2030年以降の社会を展望した教育施策の重点事項

- ・人生100年時代を豊かに生きる
- ・超スマート社会（Society5.0）時代を生きる
- ・教育を通じた一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化
- ・一人一人の「可能性」を最大限に高めるための一貫した教育
- ・一人一人の「チャンス」を最大化するための教育環境の整備

④ 今後5年間の教育施策の目標

〇夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

（主として初等中等教育段階）

- 1 確かな学力の育成 2 豊かな心の育成 3 健やかな体の育成

（主として高等教育段階）

- 4 問題発見・解決能力の育成

(生涯の各段階)

- 5 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
- 6 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

○社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

- 7 グローバルに活躍する人材の育成
- 8 大学院教育の改革等を通じたイノベーション^{*}を牽引する人材の育成
- 9 スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成

○生涯学び、活躍できる環境を整える

- 10 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
- 11 人々の暮らしの向上と社会の持続発展のための学びの推進
- 12 職業に必要な知識やスキルを生涯通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進
- 13 障がい者の生涯学習の推進

○誰もが社会の担い手になるための学びのセーフティネット^{*}を構築する

- 14 家庭の経済状況や地理的条件への対応
- 15 多様なニーズに対応した教育機会の提供

○教育施策推進のための基盤を整備する

- 16 新しい時代の教育に向けた基盤の整備
- 17 ICT利活用のための基盤の整備
- 18 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備
- 19 児童生徒等の安全の確保
- 20 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革
- 21 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化



遊佐の小正月行事（女鹿のアマハゲ）

国指定重要無形民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産

2 山形県の動向

第6次山形県教育振興計画【後期計画】（令和2～令和6年度）

◇ 基本目標 **人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり**

◇ めざす人間像

「いのち」をつなぐ人

自分の存在や生き方を大切にしながら、多様性や個性を受け止め、他者の生命や生き方を尊重する人。先人から自分へと受け継がれてきた生命を、次の世代につないでいく人。

学びを生かす人

学び重ねることを通して、知徳体を磨き、自ら考え、主体的に判断し、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる人。多様な人々と協働しながら新たな価値を生み出し、学びを人生や社会に生かす人。

地域をつくる人

郷土を愛し、地域とつながり続ける人。地域コミュニティの一員として、あるいは地域と継続的かつ多様な形で関わり、地域のよさや課題を主体的に捉え、地域の人と協働することを通して、地域の未来をつくる人。

◇ 全体を貫く基本姿勢

夢や希望を持って、その達成に向け行動し続ける姿勢。

地域の窓から世界を見るなど広い視野で物事を考え、より高い価値の創造に果敢に挑戦し続ける人。

3 遊佐町の動向

（1）計画当初の現状と課題

町民憲章（昭和55年制定）【別掲】、**まちづくり基本条例**（平成19年制定）【別掲】を踏まえ、遊佐町教育振興基本計画（平成23年制定）に基づいて施策を展開してきました。その後遊佐町総合発展計画【第8次遊佐町振興計画】（平成29～令和8年度）に合わせ、第2次遊佐町教育振興基本計画（平成30～令和9年度）を策定して施策を展開しました。

（2）前期5年間の成果と課題

この間、少子化の進行に伴う小学校の1校化に向けた適正整備の方向付けと開校準備、コミュニティ・スクールの立ち上げによる地域とともにある学校づくりの一層の推進、地域の教育力を生かす人口減少社会における持続可能な協働のまちづくりに向けた研修、文化財の発掘と保存・活用、民間型スポーツクラブによる生涯スポーツの振興等に努めてきました。

このような本計画の前期5年間の施策の展開を分析し、積み上げてきた成果を生かしながら残された課題の解決に向けた、今後の5年間の計画の見直しを図ります。

4 遊佐町の教育における前期5年間の取り組みの現状

(1) 成果（大切にしている積み上げてきた取り組み） *は2つ以上の施策と重なる内容

【学校教育】

I 未来にはばたく「いのち」輝く子どもの育成【地域全体で育む学校・園の教育】

1 乳幼児期の教育と子育て支援の推進

- 幼児期の成長を小学校につなぐ、幼保小研修会が回を重ね充実し、幼保小で目指す「学びの姿」が共有されてきた。
- 園への巡回訪問を積み重ねて保護者の理解を深め、適切な就学に結びついてきた。
- 保護者の子ども理解を深める研修、ペアレント・トレーニング*が定着してきた。
- 学校給食における県産農産物の使用割合が県内上位にある。学校と野菜生産者との連携を密にして新鮮な食材提供がなされる等、「安全でおいしい給食」を提供してきた。

2 コミュニティ・スクールの推進

- 学校運営協議会（2018（平成30）年度に全小中学校に設置）の熟議に教職員や生徒の参加等の工夫により、目標や課題が共有されてきた。
- 2020（令和2）年度に地域学校協働活動推進員の配置や中学3年生対象の学習支援塾の開催等、地域の教育力を引き出す教育活動が充実してきた。

*次世代につなぐ地域活動の推進

3 よりよい生き方を育む教育の推進

- 「遊佐町の子ども声調査」（小4～中3対象：2018（平成30）年度から実施）や楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U…QUESTIONNAIRE-UTILITIES）等により、各小中学校と児童生徒の理解に基づいた指導に結びついた。 *確かな学力
- 「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動を通して『躍動』する遊佐っ子10か条」を実践し、基本的な生活習慣の形成に向けて学校と地域が一体となった取り組みに結びついた。 *青少年の健全育成
- 校長会主催の「小学校鑑賞教室」や、各小学校の応募による文化庁の「文化芸術による子供の育成事業」が実施されたことによって、子どもたちに質の高い文化・芸術鑑賞の機会が確保された。
- 「鳥海山・飛島ジオパーク*」に関する学習が、教育課程に位置付けられ実施されていることにより、地域素材を生かす豊かな体験活動が充実してきた。
- 早期発見と適切な対応を中心にいじめ防止対策に積極的に取り組み、児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」を土台とした、安心・安全な学校づくりが進んできた。
- 適応指導教室「友遊スクール」は、児童生徒の自主性を生かした活動を展開し、安心して通うことができる居場所になり、一人一人の次のステップにつながった。
- 小4・5年の自然体験学習、中1の地域体験学習、小中学生の「四大祭*」参加等の体験学習を生かし、ふるさとに学ぶ学習の場が充実してきた。 *確かな学力

4 確かな学力を育む教育の推進

- 「遊佐町の子ども声調査」（小4～中3対象：2018（平成30）年度から実施）や標準学力検査（NRT）、全国学力・学習状況調査等の活用により、各小中学校と児童生徒の理解に基づいた指導に結びついてきた。*よりよい生き方
- 学ぶ楽しさを実感できる（教科を好きになる）授業づくりに目指す授業像を定め、研修・指導を行うことにより、各校の特色を生かした実践が見られてきた。
- 町教委委嘱研究（公開研究会開催）を核とした授業改善が各校で進められてきた。
- ICT環境を整えること、研修の場を設けることにより、一人1台端末や電子黒板等ICTの活用による、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を確かなものにする授業が見られてきた。
- 中学校においてリーディングスキルテスト（RST）*を実施する等、学習の基盤となる言語活動の充実に課題意識を持ち、取り組みをスタートすることができた。
- 小4・5年の自然体験学習、中1の地域体験学習、小中学生の「四大祭」参加等の体験学習を生かし、ふるさとに学ぶ学習の場が充実してきた。*よりよい生き方
- 町立図書館との連携を含め、各校の質の高い読書活動の推進による成果がみられた。特に中学校の生徒の読書量が増加した。
- 校長会主催の五者研修会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学校研究主任等）や町教委主催の外国語担当者研修会等が機能し、着実に小中連携が進んできた。
- 特別支援教育支援員の適切な配置と特別支援教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカーの助言により、支援を要する教育的ニーズへの対応が一層進んできた。
- 各学校で持続可能な開発目標（SDGs）に関連付けた活動をしてきたことにより、子どもたちが豊かな自然に対する価値等について認識を深めることができた。

5 変化に対応する力を育む教育の推進

- 小中連携した外国語担当者研修会等を行い、教職員が互いのよさを取り入れたり、大切にしたいことを共有したりすることができた。
- ALT（英語指導助手）の配置を小中とも専門業者に委託することにより、安定的に力量のある指導助手を確保できた。
- ICT支援員を置き、各学校の一人1台端末の活用に向け、環境整備や技術的な支援、授業への支援、その他の運用の強化等ICT環境の充実が図られた。
- 遊佐高校の存続に向けて立ち上げた自然体験型留学生制度が軌道に乗り、県外から生徒が進学している。さらに、少子化の進行を見据えた「地域連携協議会」を立ち上げた。

6 教育環境の整備の推進

- 2020（令和2）年度のGIGAスクール構想*に基づく一人1台端末の全児童生徒への配置等、ICT環境の整備が進んだ。
- 2019（令和元）年度に、「遊佐町学校施設長寿命化計画」を策定した。
- 3年計画で遊佐中学校のトイレ改修を進め、全面洋式化がなされた。
- 1km以上の遊佐中学校生徒の冬期間のバス通学が可能になった。

- 特別支援教育支援員の14人配置がなされ、手厚い授業への支援体制ができた。
- 2023（令和5）年度の新小学校の開校に向けて、「開校準備委員会」を核にスムーズな移行の準備を進めた。教室の増築、駐車場の整備等のハード面のみならず、学年を中心にした交流学习を展開した。

【社会教育】

Ⅱ 心豊かに「いのち」輝く町民の育成【学びをつなぐ生涯学習】

7 青少年の健全育成

- 「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動を推進し、子どもたちの基本的な生活習慣形成に向けた「遊佐っ子10か条」の取り組みが学校・地域一体となった取り組みに結びついた。
*よりよい生き方
- 「育成・協働」の視点で子どもたちに寄り添い見守ってきたことにより、巡回指導・挨拶運動等の諸活動が青少年の健全育成につながってきた。
- 少年町長・少年議員公選事業（少年議会）の活動が20年目に入った。長年にわたって実践が積み重ねられ、2021（令和3）年度には、第16回マニフェスト大賞*最優秀成果賞（成果部門全国1位）を受賞することができた。
- 中高生ボランティアサークル「くじら」の活動が生徒の間に着実に認識され、毎年一定のメンバーが参画し、社会参加活動が充実してきた。

8 生涯学習推進体制の整備

- 各まちづくり協議会や小中学校のたより等の情報収集に努め、主なイベント等は山形県生涯学習センターや新聞各社への情報発信ができた。
- コミュニティ・スクールの推進、小中学校区への地域学校協働活動推進員の配置、学習支援塾の開催等で、学校教育と社会教育の融合が一層進んだ。

9 生涯学習の基礎的環境づくり

- 読書活動のさらなる充実を目指し、「第2次遊佐町子ども読書活動推進計画」（令和2～令和6年度）が策定された。
- 2020（令和2）年以降、町立図書館の運営が新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの業務になった。1回の貸し出し冊数の増、図書館への消毒器の配備、空調設備の更新等の対策を講じたことにより、利用者の安全や利便性の向上が図られた。

10 多様な学習機会の提供

- 「ゆぎエブリワンズ・カレッジ」、「町音楽祭」等を開催できた。「まちづくり出前講座」は毎年講座の内容が改善され、より利用しやすい内容になってきた。
- 「子育てフォーラム」は、2002（平成14）年度から継続して開催し、子育て世代を中心に全町民による青少年の健全育成の取り組みとして定着してきた。

11 次世代につなぐ地域活動の推進

- 放課後子ども教室は、地域学校協働活動推進事業*として、地域ボランティアの参画による連携・協力のもとに整備・運営されてきた。
- 2020（令和2）年度に地域学校協働活動推進員の配置がなされ、中学3年生対象の学習支援塾等の地域の教育力を生かした教育活動が充実してきた。 *CSの推進

12 うるおいに満ちた芸術文化活動の推進

- 遊佐町芸術祭の開催が回を重ね第50回（令和3年度）を数え、50周年の節目を迎えることができた。（50周年記念誌を発行）
- 遊佐町民俗芸能公演会が記念の60回を数えた。（録画をしてYouTubeで発信）

13 文化財等の調査・保存と継承・活用

- 保存会の活動により、「杉沢比山」現地公演を中心に公演活動が進められてきた。
- 「遊佐町指定文化財補助金制度」が創設され、最初の事業として上寺の龍頭寺の仁王像の修復がなされた。
- 山形の宝事業を活用して船絵馬の修復がなされ、船絵馬調査報告書が刊行された。

14 歴史・文化遺産の保存と継承・活用

- 2018（平成30）年11月に遊佐の小正月行事「アマハゲ*」がユネスコの無形文化遺産に登録された。
- 2020（令和2）年3月に「小山崎遺跡」が国の史跡に指定され、同年6月に保存活用計画の策定に向けて委員会を設置した。
- 「鳥海山・飛島ジオパーク」が日本ジオパークに認定された。（2期目に更新）
- 2021（令和3）年度に「北目菅原家文書目録・調査報告書」を発刊した。
- 2022（令和4）年度に「遊佐町史下巻」を発刊した。

15 はつらつとした生涯スポーツ活動の推進

- 幼児から高齢者の幅広い町内外からの参加を得て、ツーデーマーチを通じて「歩育」の考え方を広げることができた。（直近ではコロナ禍でワンデーマーチとして実施）
- 総合型スポーツ文化クラブ「遊's^{ゆず}」が会員を増やし、着実に活動が進んできた。
- トレーニングルームの改善に努め、利用が着実に増加してきた。

16 確かな教育行政の推進

- 「遊佐町教育委員会事務点検・評価」を実施・公表し、次年度の施策に生かした。
- 「教育委員会だより」の発行や町の広報を活用して、町民に情報を発信できた。

(2) 課題（今後一層大切にしていきたい取り組みと方向性）

【学校教育】

I 未来にはばたく「いのち」輝く子どもの育成【地域全体で育む学校・園の教育】

1 乳幼児期の教育と子育て支援の推進

- 保育園や幼稚園の目標や重点との整合性を図りながら、「10の育ち」の姿^{*}等幼児期の成長を小学校につなぐ幼・保小の継続性・一貫性をより一層大事にしていく。
- 園の巡回訪問等を継続して行い、園や保護者の理解を深め適切な就学に結びつける。
- 保護者の子育てへの悩み解決や課題の克服を目指す研修のペアレント・トレーニングを継続し、さらに工夫を図る。
- 給食食材については野菜生産者から新鮮な食材を提供いただいていた。小学校統合に伴い、食数も大幅に増えることになるが、引き続き、安定的に提供いただける体制を確保する必要がある。
- 日常的に多くの機関が連携を図り、様々な角度から子どもたちを見守り、支援に素早くつないでいく。

2 コミュニティ・スクールの推進

- 小学校の統合に伴い、新たな形づくりが必要となるコミュニティ・スクールを推進していく。
- 熟議の工夫を行いながら、学校運営協議会を中心にした学校運営の一層の充実を図る。
- 地域学校協働活動推進員を生かし、地域の教育力の活用と一層の充実を図る。

* 次世代につなぐ地域活動の推進

3 よりよい生き方を育む教育の推進

- 「遊佐町の子どもの声調査」（小4～中3対象：2018（平成30）年度から実施）等の活用
の工夫を図る。 * 確かな学力
- 基本的な生活習慣の形成に向けて、学校と地域が一体で「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」
運動の「『躍動』する遊佐っ子10か条」を一層推進する。 * 青少年の健全育成
- いじめの早期発見と適切な対応を柱にいじめ防止対策に積極的に取り組み、安心・安全な
学校づくりを継続して進める。
- 適応指導教室「友遊スクール」を開き、児童生徒の自主性を生かした活動を継続して推進
する。
- 小4・5年の自然体験学習（4泊5日）、中学生の「鳥海山・飛鳥ジオパーク」のフィール
ド学習、小中学生の「四大祭」参加等の体験学習をさらに生かす。 * 確かな学力
- 専門的な知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{*}の活用を
含む学校の相談支援体制の一層の充実を図る。

- 子どもたちが将来に夢や希望を持ちよりよい生き方を志向するため、学校現場におけるキャリア教育*の視点の一層の充実を図る。
- ゲームやスマートフォンとの上手な付き合い方を身に付けていけるような指導の充実を図る。

4 確かな学力を育む教育の推進

- 新学習指導要領の改訂（小学校：令和2年度、中学校：令和3年度）に合致した指導の充実を図る。
- 「遊佐町の子ども声調査」（小4～中3対象：2018（平成30）年度から実施）や標準学力検査（NRT）、全国学力・学習状況調査等の活用を図る。 *よりよい生き方
- 学ぶ楽しさを実感できる（教科を好きになる）授業づくりに継続して取り組み、小中各校の特色を生かしながらの実践をさらに進める。
- 一人1台端末や電子黒板等 ICT の活用による、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を確かなものにする実践を一層進める。
- 学習の基盤となる言語活動の充実に向けた取り組みを重視していく。
- 小4・5年の自然体験学習（4泊5日）、中学生の「鳥海山・飛島ジオパーク」のフィールド学習、小中学生の「四大祭」参加等の体験学習をさらに生かす。 *よりよい生き方
- 「第2次遊佐町子ども読書活動推進計画」を基盤に、町立図書館との連携等を図りながら小中各校ともに質の高い読書活動を一層推進する。
- 1小1中のよさを生かし、授業研究を含めた小中一貫した教育に資する研修を進める。
- これまで同様に特別支援教育支援員の適切な配置と特別支援教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカーの助言により、支援を要する教育的ニーズへの対応を充実する。
- 切れ目のない支援、交流及び共同学習を進めることにより、共生社会の実現をめざす。
- バスでの登下校により懸念される体力低下への対応を図る。
- 子どもたちが、自分の生まれ育ってきた遊佐町に愛着と誇りを持てるよう、豊かな自然の価値について認識を深め、環境を大切にすることを育むこと等、持続可能な開発目標（SDGs）に関連付けた様々な活動を展開する。
- 教職員の働き方改革や部活動の地域移行など、社会情勢への対応を図る。

5 変化に対応する力を育む教育の推進

- 外国語教育において、これまで培ってきた小中連携のよさをさらに生かし、1小1中のよさを生かす授業の交流を含めた指導の工夫・改善を図る。
- 外国語教育の充実した指導体制を図るうえで、安定的に力量のある ALT（英語指導助手）の確保体制を継続していく必要がある。
- 小中各校の一人1台端末の活用に向け、環境整備や技術的な支援、授業への支援、その他の運用の強化等、ICT環境の継続的な充実を図る。
- 遊佐高の存続に向けて創設した自然体験型留学生制度を生かしながら、少子化の進行を見据えた教育の魅力化を図ることができるよう、地域連携協議会と連携していく。

6 教育環境の整備の推進

- 2020（令和2）年度のGIGAスクール構想に基づいた一人1台端末の活用をはじめ、教育活動の充実に向けてICT環境を遅滞なく整備していく。
- 2019（令和元）年度策定の「遊佐町学校施設長寿命化計画」をベースに、着実な学校施設の整備に努める。
- 遊佐中学校のグラウンド改修を中心にした環境整備を具体化する。
- 登下校の通学をはじめとするスクールバスの運用を工夫し、安全な運行を行う。
- 小学校統合に伴いスクールバスの運行体制が大幅に変更となるため、運転手の確保も含め安全な運行管理体制を構築していく。
- 特別支援教育支援員の適切な配置を継続し、学校運営にそのよさを生かす。
- 2023（令和5）年度の新小学校の開校後の学習環境の一層の充実に向けて、課題を整理しながら「遊佐町学校施設長寿命化計画」により計画的な整備を図っていく。
- 社会情勢や家庭の状況に左右されない、誰一人取り残さない学びのセーフティネットを構築する必要がある。

【社会教育】

Ⅱ 心豊かに「いのち」輝く町民の育成【学びをつなぐ生涯学習】

7 青少年の健全育成

- 基本的な生活習慣の形成に向けて、「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動、『『躍動』する遊佐っ子10か条』の一層の推進を図る。 *よりよい生き方
- 「育成・協働」の視点を核にした巡回指導・挨拶運動等を継続して推進していく。
- 少子化が進行する中であるが、少年町長・少年議員公選事業の活動を大切にして継続し、青少年の地域参加を通して若者の声を地域に届けていく。
- 中高生ボランティアサークル「くじら」をはじめとする、生徒ボランティア活動を通じた地域参加・参画を充実していく。

8 生涯学習推進体制の整備

- 各まちづくり協議会や小中学校のたより等の情報収集に努め、主なイベント等は山形県生涯学習センターや新聞各社へ積極的に情報発信していく。
- 地域学校協働活動推進員を生かして、学校教育と社会教育の融合を一層進め、これまでの事業の推進に留まらず、新たな視点を見出しながら、社会教育の視点でコミュニティ・スクールを充実していく。

9 生涯学習の基礎的環境づくり

- 「第2次遊佐町子ども読書活動推進計画」（令和2～令和6年度）を核に、移動図書館構想の具体化等、環境整備に努め、一層の読書活動の充実を図る。

10 多様な学習機会の提供

- 「ゆげエブリワンス・カレッジ」、「まちづくり出前講座」等の開催を基盤に、新たな視点で工夫しながら学習機会の提供に努める。
- 2002（平成14）年度から継続して開催している子育てフォーラムは、子育て世代を中心に全町民による青少年の健全育成の大きな取り組みとしてさらなる充実を図る。

11 次世代につなぐ地域活動の推進

- ボランティアによる連携・協力のもとに運営している放課後子ども教室は、今後も児童の放課後の居場所づくりを通じた地域貢献活動として継続できるよう支援していく。
- 地域学校協働活動推進員等を生かし、幅広い年代の参加を模索しながら地域の教育力を生かした教育活動を展開していく。

12 うるおいに満ちた芸術文化活動の推進

- 半世紀を超えた遊佐町芸術祭の開催を継続し、芸術文化活動の充実を図る。
- 60回を数えた町民俗芸能公演会開催等で、町の民俗芸能文化の伝承と活用に努める。

13 文化財等の調査・保存と継承・活用

- 保存会の活動による「杉沢比山」現地公演を中心に公演活動が継続され、さらに充実するように支援していく。
- 「遊佐町指定文化財補助金制度」を活用した文化財の保存と活用に努める。
- 歴史的文化遺産や民俗芸能等の保存・活用を図るためにアーカイブ^{*}を整備していく。

14 歴史・文化遺産の保存と継承・活用

- 遊佐の小正月行事「アマハゲ」の保存活用に向け、保存会と連携を深め支援していく。
- 縄文時代の「小山崎遺跡」の保存活用を図っていく。
- 日本ジオパーク認定の「鳥海山・飛島ジオパーク」の学習を含めた活用を図っていく。
- 「北目菅原家文書目録・調査報告書」、「遊佐町史下巻」の活用を図る。

15 はつらつとした生涯スポーツ活動の推進

- 歴史の長い鳥海ツーデーマーチを継続し、「歩育」の考え方を幅広く町内外に広めながら健康増進を図り、交流人口の拡大にも寄与していく。
- 総合型スポーツ文化クラブ「遊^ゆ's」等の活動支援を継続していく。
- 近年の大会開催状況を考慮し、東北大会以上出場者への補助金制度内容の見直しを検討することで、町民のスポーツ活動を推進する。

16 確かな教育行政の推進

- 「遊佐町教育委員会事務点検・評価」を着実に実施・公表し、次年度の施策に生かす。
- 「教育委員会だより」の発行や町の広報を活用して、適時に町民に情報を発信する。

第3章 10年間を通してめざす遊佐町の教育の姿

1 基本目標

ふるさとを愛し、未来を拓く 「いのち」輝く町民の育成

私たち遊佐町民は、日本海に裾野を曳き眼前に泰然としてそびえる鳥海山を、朝な夕なに仰ぎ見ながら生活しています。山、川、海の恵みに溢れるこの地で、縄文の古より、先人も鳥海山を神として崇めつつ幾多の天変地異を乗り越え、自然と共生しながら、親から子へ子から孫へと「いのち」をつないできました。

町内の歴史的遺産や継承されてきた伝統文化を学ぶにつれ、往時の人々の豊かな感性と満ちあふれる生命力に感銘を覚えます。先人たちは、子どもたちにどのような願いを込め、どのように教え、育ててきたのでしょうか。子どもたちに、祖父母や親等の家族はもちろん村社会が一緒になって、厳しい自然と調和しながら心豊かにたくましく時代を生き抜く知恵や技能を、身をもって教え導き伝えてきたことは想像に難くありません。

時代は進み、明治維新、第2次世界大戦・戦後の混乱期、高度経済成長期を経て21世紀を迎えました。高齢化と少子化を伴う人口減少が進む中、地域コミュニティ機能のあり方が問われ、人工知能（AI）の実用化等 ICT をはじめとする技術革新、グローバル化の進展、地球温暖化に起因する環境の問題や自然災害の多発傾向等、社会は激しく変化しています。

視点を教育に向ければ、全国的にいじめや体罰等「いのち」に関わる問題がクローズアップされ、家庭の教育力、児童生徒の学力・体力・規範意識・基本的な生活習慣等に、多くの課題が指摘されています。これらの状況や課題は大なり小なり本町の課題とも結びついています。さらに、予測できない課題にも前向きに取り組み、思考を深め、よりよい判断をしながら未来につないでいく、課題解決型の「学び」の重要性が指摘されています。

子どもも大人もふるさと遊佐に根を張り、不易と流行を見極めながら「学び」を積み上げて人格形成に努め、「いのち」輝いて生きる日々を希求したいものです。「子どもたちに夢を」を合言葉に、町民一人一人が心豊かに自立し、社会に貢献しながら人生を切り拓き、「いのち」を未来につないでいくことを願い、この基本目標を定めました。

基本目標には、次のような具体的な思いが込められています。

2 基本目標の具体化

(1) ふるさとを愛する

人間にとって一番身近なふるさとは、親をはじめとする家族の生き方です。人間は子どもである時代の日々の暮らしの中で、親や家族の愛情のもとに、自らが「いのち」を受け継いだかけがえのない存在であることを感得し、基本的な生活習慣を身に付け、家族の一員として働くことの大切さを学んでいきます。

やがて人間は、地域の自然や人、風土等の環境からも影響を受けて成長します。地域には、心と体をたくましく育む自然や考え方の原点になる文化・風土があります。豊かな自然環境や連綿と受け継がれてきた地域の歴史や文化には、自らの生き方を振り返り、見つめ直す力が潜んでいます。自然の中で体験したり、郷土の先人の生き方を調べたり、地域の伝統や産業を身近に感じたりする等、地域に触れながら学ぶ活動を大事にしていきます。

多様化し変化し続ける時代であればあるほど、未来を拓き次代につなぐ原点として、ふるさとに学びふるさとを愛する心を大事に育んでいきたいものです。

(2) 未来を拓く

変化の激しい知識基盤社会を人間らしく生き抜くには、たくましく生きる源としての、『健康と体力』、人格に立脚して自立し、世界の人々と協調しながら歩む『豊かな人間性』、基礎基本を身に付け、意欲的に学び、課題を解決していく『確かな学力』を育み、生涯にわたってつないでいくことが求められます。

温故知新。生き方の原点をふるさと遊佐に置き、自然に、歴史に、文化に目を向け、祖先の足跡にまず学びましょう。その上に立って、変化する時代に対応できる知識や技能、考え方を身に付けていきましょう。ふるさと遊佐の、日本の、さらに世界の未来が、大人はもろん子どもたちの双肩にもかかっています。日々の「学び」を確かなものにして、自立し、公益の精神で社会に貢献し、持続可能な未来を拓く、心豊かなたくましい、「生きる力」を育成していきたいものです。子どもは大人の鏡です。大人が生き方の手本になりましょう。

(3) 「いのち」輝く

「いのち」には、生命としての側面、生き方としての側面、自然の一員としての側面があります。

○生命としての「いのち」【自他のいのちの尊重・世界平和】

生命誕生以来祖先から脈々と受け継がれ、地球よりも重いと言われる「いのち」です。父母から子へ、子から孫へと受け継がれ、未来につなぐ生命としてのかけがえのない「いのち」があります。(縦につながる「いのち」)

自分以外の生命も、かけがえのない「いのち」です。人間はひとりで生きていくことはできません。自然への畏敬の念に基づく生命尊重、世界の恒久平和を願い隣人愛につなぐ「いのち」があります。(横につながる「いのち」)

○生き方としての「いのち」【学び・自立・共生・貢献】

自他の生命尊重の精神の上に立ち、学びを通して心豊かにたくましく成長し、一人前になって社会の役に立って生きることで人間の「いのち」は輝きを増します。「学び・自立・共生・貢献」を合言葉に、地域全体で子どもたちを育み、大人もともに育ちながら「いのち」を輝かせ、豊かな町をつくっていきます。

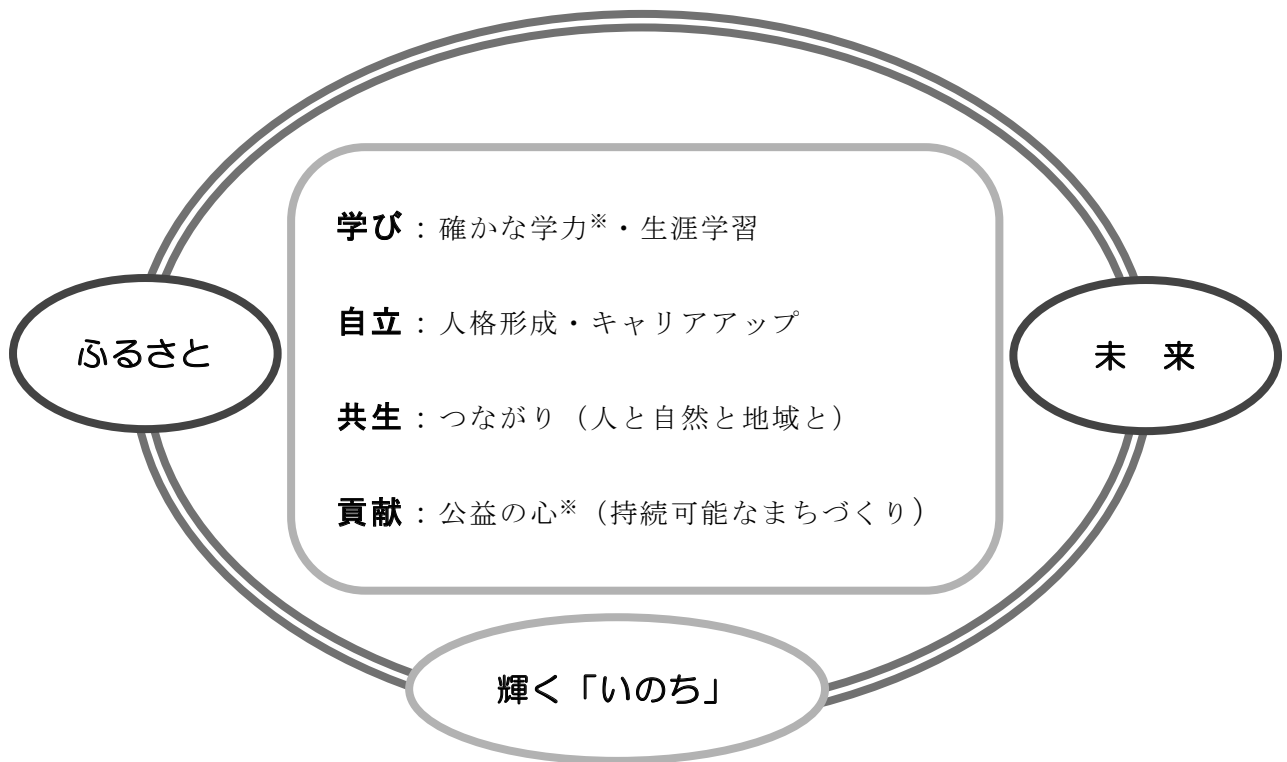
○自然とともにある「いのち」【自然は人間の心と体をつくる神様である】

世界を構成しているのは人間だけではありません。地球という大きな環境の中で、植物や動物の存在があっはじめて人間は生かされているのです。縄文時代以前の太古から、人間は自然に生かされ、ともに分かち合いながら「いのち」をつないできました。

2016（平成28）年に「鳥海山・飛島ジオパーク」が日本のジオパークに認定されました。鳥海山というシンボルをいただく遊佐町民は、今後も、山・海・川・森・平野等の自然への畏敬の念を持ち、共生をキーワードに持続可能な「いのち」を希求していきます。



3 めざす人間像



第3章

10年間を通してめざす
遊佐町の教育の姿

◇はぐくむ子ども像

《地域》に支えられ大人の背中を見ながら、志を持って「まなぶ」子どもたち

※《地域》には、自然や家庭、学校を含む

【生命を慈しみ思いやりのある子】

*「いのち」を大切にし、思いやる心を持った子どもたち

【夢を持ちたくましく生きる子】

*夢を持ち、目標に向かってたくましく生きる子どもたち

【進んで学び深く考える子】

*他と協調し、進んで学び・考え・判断し・表現できる子どもたち

【ふるさとに学び未来につなぐ子】

*ふるさとに学び、未来を拓く子どもたち

4 今後5年間の重点

今後5年間、特に次の6点を重点として掲げ基本的な方向性を示し、施策を展開します。

◇幼保からつなぐ小中一貫した教育の推進

- (1) 「いのち」の始まりである乳幼児期を豊かにする、家庭や園での育ちと学び
- (2) 「いのち」を大切にして自尊感情を涵養する、よりよい生き方を育む学び
- (3) 互いに高め合い、夢や希望を持って未来を拓く確かな学力を育む学び

◇学社融合^{*}によるまちづくりにつなぐ学びの推進

- (4) 自然への畏敬の念や歴史・文化を未来につなぐ、ふるさとを思う心を育む学び
- (5) 地域全体で子どもたちを育み、大人もともに育つ学び
- (6) 人と人との絆を大切にし、社会への貢献・持続可能な豊かなまちづくりにつなぐ学び



幼保小担当者研修会の様子



少年議会活動の様子

5 後期計画の体系図

～子どもたちに夢を～

基本目標

ふるさとを愛し、未来を拓く「いのち」輝く町民の育成

めざす人間像

学び：確かな学力・生涯学習
 自立：人格形成・キャリアアップ
 共生：つながり(人と自然と地域と)
 貢献：公益の心(持続可能なまちづくり)

はぐくむ子ども像

〈地域〉に支えられ大人の背中を見ながら、志を持って「まなぶ」子どもたち

- 生命を慈しみ思いやりのある子
- 夢を持ちたくましく生きる子
- 進んで学び深く考える子
- ふるさとに学び未来につなぐ子

※〈地域〉には、自然や家庭、学校を含む

基本的方向

I 未来にはばたく
 「いのち」輝く子どもの育成
 【地域全体で育む学校・園の教育】

次の6点を重点として施策の方向性を示します。

- ◇幼保からつなぐ小中一貫した教育の推進
 - (1)「いのち」の始まりである乳幼児期を豊かにする、家庭や園での育ちと学び
 - (2)「いのち」を大切に自尊感情を涵養する、よりよい生き方を育む学び
 - (3)互いに高め合い、夢や希望を持って未来を拓く確かな学力を育む学び
- ◇学社融合によるまちづくりにつなぐ学びの推進
 - (4)自然への畏敬の念や歴史・文化を未来につなぐ、ふるさとを思う心を育む学び
 - (5)地域全体で子どもたちを育み、大人もともに育つ学び
 - (6)人と人との絆を大切に、社会への貢献・持続可能な豊かなまちづくりにつなぐ学び

II 心豊かに
 「いのち」輝く町民の育成
 【学びをつなぐ生涯学習(社会教育)】

基本施策

施策

1 乳幼児期の教育と子育て支援の推進

- 1 特色あるカリキュラムによる保育・教育の推進
- 2 職員研修の推進
- 3 給食の充実と食育の推進
- 4 子育て相談や研修の推進

2 コミュニティ・スクールの推進

- 1 「学校運営協議会」を生かす学校運営の推進
- 2 学校運営に生かす地域学校協働活動の推進

3 よりよい生き方を育む教育の推進

- 1 道徳教育の推進
- 2 積極的な生徒指導の推進
- 3 豊かな感性の涵養
- 4 キャリア教育の推進
- 5 ふるさと教育の推進
- 6 健康・安全教育の推進

4 確かな学力を育む教育の推進

- 1 主体的・協働的に学ぶ探究的な学習の推進
- 2 体験的な学習の推進
- 3 読書活動の推進
- 4 (幼保)小中一貫した教育の推進
- 5 特別支援教育の推進
- 6 運動の好きな子、体力・運動能力の育成
- 7 教職員のゆとり創造と研修の推進

5 変化に対応する力を育む教育の推進

- 1 外国語教育・外国語活動の推進
- 2 情報活用能力の育成
- 3 高校や大学等との連携の推進
- 4 環境教育の推進

6 教育環境の整備の推進

- 1 施設・設備の計画的な整備と維持管理の推進
- 2 通学時等の安全確保
- 3 放課後の居場所づくりと就学支援の推進
- 4 小中一貫した教育に資する環境整備の推進
- 5 誰一人取り残さない学びのセーフティネットの構築

7 青少年の健全育成

- 1 社会参加を促す活動の推進
- 2 健全育成見守り活動の推進
- 3 地域全体で育む活動の推進
- 4 いじめ防止対策の推進

8 生涯学習推進体制の整備

- 1 ネットワーク型行政による推進
- 2 生涯学習情報の提供の工夫と相談体制の充実
- 3 生涯学習施設・設備の整備と活用

9 生涯学習の基礎的環境づくり

- 1 人生各期に添った学びの推進
- 2 読書活動の推進
- 3 家庭・学校・地域の連携

10 多様な生涯学習機会の提供

- 1 生きがい・仲間づくりへの支援
- 2 現代的な課題への学習機会の提供

11 次世代につなぐ地域活動の推進

- 1 地域教育力の向上(学び合い・教え合い)
- 2 地域まちづくり活動の活性化

12 うるおいに満ちた芸術文化活動の推進

- 1 芸術文化活動団体・グループの育成
- 2 芸術文化作品鑑賞機会の提供
- 3 青少年の芸術文化活動の推進
- 4 施設・設備の整備と活用

13 文化財等の調査・保存と継承・活用

- 1 文化財の調査・保存と活用の推進
- 2 民俗芸能・民俗行事の保存と継承・活用

14 歴史・文化遺産の保存と継承・活用

- 1 歴史資料や文化遺産の調査・保存と継承
- 2 歴史資料・文化遺産の活用

15 はつらつとした生涯スポーツ活動の推進

- 1 生涯スポーツの啓発と普及
- 2 関係団体等との連携と各種スポーツグループ・団体等の支援
- 3 指導者の発掘と活用
- 4 施設・設備の整備と活用
- 5 生涯スポーツ活動の推進
- 6 子どものスポーツ活動の推進
- 7 競技スポーツの振興
- 8 スポーツによる地域活動の活性化

16 確かな教育行政の推進

- 1 広報・公聴活動の推進
- 2 施策の点検評価の実施と効率的な業務の遂行

第3章

10年間を通してめざす
遊佐町の教育の姿

第4章 今後5年間の基本方針と主要施策

基本的方向Ⅰ

未来にはばたく

Ⅰ 「いのち」輝く子どもの育成【地域全体で育む学校・園の教育】

ソサイエティ 5.0 時代を生きる力を育む、幼保小から小中一貫した学校・園の教育

《現状と課題》

遊佐町の児童生徒の全国学力・学習状況調査で、「地域行事へ参加する割合」と「ボランティア活動に参加する割合」が高くなっています。グローバル化が進む時代であるからこそふるさとに誇りを持ち、生きる力の原点として地域に根差して学ぶことを大事にしていきたいものです。さらに、「自分にはよいところがある（自尊感情）」、「将来の夢や目標を持っている」「朝食を毎日食べている」と捉えている割合が、学年差はみられるものの、ともに高い数値を示しています。今後も大切にしていきたいものです。

一方、家庭学習の時間や手伝いに費やす時間が少なく、ゲーム等のメディアに接する時間が多いことが気になります。「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動、『『躍動』する遊佐っ子10か条』をベースに、生活リズムの確立を柱に、生活時間を有効に活用する家庭や地域での過ごし方を改善していく必要があります。また、乳幼児期の子どもたちの育ちを大事にしたいものであり、家庭こそが教育の原点という認識を再確認し、家庭での育ち方、さらに園での育ちや学びとともに重要視して幼児教育を進めていく必要があります。

ソサイエティ 5.0（超スマート社会）の到来により ICT の活用が日常化し、SDGs の具体化や外国語の活用が学びの大きなテーマとなり、また、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況の中で、「予測困難な時代」を迎えています。コロナ禍における「新しい生活様式」に対応したハード・ソフト両面における教育環境の整備が求められています。加えて、少子化のさらなる進行を見据え、新小学校が開校し、1 小学校 1 中学校の時代に入りました。これまで積み上げてきた成果をもとに、新たな小中一貫した教育の推進が求められます。さらに、コミュニティ・スクールの実践を生かし、“学社連携から融合”へ学校と地域がともに元気になる、地域とともにある学校づくりを推進したいものです。

学習の状況にも目を向け、急激に変化する時代の中で育む資質・能力を見極め、「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、個別最適な学びと協働的な学びを進めていきます。

本町の青少年の日常生活は落ち着いており、生徒指導上の大きな課題はありません。少年議会等若者の活躍が顕著なことも反映してか、選挙権が 18 歳に引き下げられた今日、10 代の若者の投票率の高さが評価されています。今後も青少年の社会参加を促進し、地域全体で自己有用感に根差した青少年の健全育成を図っていくことが重要です。

基本施策1 乳幼児期の教育と子育て支援の推進

◆子育ては「楽しい」ですか

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
楽しい	78.4%	79.1%	88.9%	81.4%
どちらとも言えない	21.6%	20.9%	11.1%	18.6%
楽しくない	0%	0%	0%	0%



	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
楽しい	79.7%	82.1%	80.6%	92.3%
どちらとも言えない	17.6%	17.9%	19.4%	7.7%
楽しくない	2.7%	0%	0%	0%

出典：3歳児健康診断時の保護者意識調査（健康福祉課 健康支援係）

施策【1】 特色あるカリキュラムによる保育・教育の推進

地域の自然、文化、施設、行事等の地域資源を効果的に取り入れる等、カリキュラムに工夫を凝らし、「育ち」の姿を小学校教育と共有しながら、ふるさと遊佐を基盤にした保育園・幼稚園教育の充実を目指し「いのち」の基礎を培います。

- ◆具体的には
 - ①地域資源の活用等、特色あるカリキュラムによる保育・教育の推進
 - 社会・自然等体験活動
 - 地域人材の活用と地域や小学校等との交流・連携 等
 - ②「育ち」の姿を踏まえた保育・教育の推進
 - 自立心や協同性、道徳性・規範意識の芽生え 等

※「育ち」の姿：幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

施策【2】 よりよい保育・教育を目指す職員研修の推進

子どもにとってあるべき保育・教育を第一に考え、安全・安心で充実した保育・教育になるような体制の整備と職員間の連携等の研修に努めます。

小学校就学につなぐ、「育ち」の姿を生かすカリキュラムの開発等職員の資質能力の向上に資する研修活動を推進します。

- ◆具体的には
 - ①地域の特色を生かすカリキュラムの改善と実践研修
 - ②「育ち」の姿を生かす幼・保、小連携に係る研修
 - ③保育と教育の融合のあり方に資する研修 等

施策【3】 給食の充実と食育の推進

食事は心身の成長の糧であり、乳幼児期から食育を進めることが肝要です。保育園や幼稚園の給食においても、季節の行事食や郷土料理を積極的に取り入れる等、いろいろな食事や食材に親しむ機会を大切にしていきます。食育は家庭での食事のあり方につなげていくことが大事です。

給食は3食中の1食であり、必要な栄養の摂取、偏食の抑制、マナー等を含め、園での給食と家庭での食事が結びついていくように食の大切さを積極的に発信し、保護者の食育に対する意識が高まるように努めていきます。

- ◆具体的には ①地元の特性を生かしたメニューや調理の工夫
- ②食育に関する情報発信や保護者の研修機会
- ③野菜等の地元食材の安定的な確保 等

施策【4】 発達課題を踏まえた保護者の子育て相談や研修の推進

幼児は卒園後の小学校入学を楽しみにしています。その意欲をスムーズに学校教育につなげていくことを大事にします。園と指導主事を中心とした教育委員会等関係者、機関が連携を密にして支援します。特別に支援を要する園児とその保護者へはよりの確な対応を心掛けます。

多忙な日々で子育てに悩んでいる保護者もいます。保護者にとって子育てが一層楽しく、充実したものになるよう、園の職員は積極的に保護者や家族への声かけに努め、気軽に相談しやすい雰囲気や機会づくりに努めます。また、日常的に教育委員会や健康福祉課等との連携を図り、教育相談専門員やカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家とつなぐ等、家族の心情に寄り添った子育て支援を推進します。

- ◆具体的には ①園から小学校へつなぐ保護者への就学支援の充実
- ②園通信等による積極的な情報の発信と共有
- ③保護者対応の子育て相談研修の充実
- ④特別に支援を要する幼児の早期発見、早期支援の充実 等



庄内浜文化伝道師による食育教室

基本施策 2 コミュニティ・スクールの推進

□今住んでいる地域の行事に参加していますか

単位 (%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
遊佐・小 6	94.0	95.4	/	81.9	83.3
全国・小 6	62.7	68.0	/	58.1	52.7
遊佐・中 3	59.8	75.5	/	67.3	50.0
全国・中 3	45.6	50.6	/	43.7	40.0

※数値は肯定的な回答（①+②）の割合

（選択肢）①あてはまる②どちらかといえばあてはまる③どちらかといえばあてはまらない④あてはまらない

出典：全国学力・学習状況調査

☞以下、全国学力・学習状況調査の分析については、P21の《現状と課題》を参照

施策【1】 参画と協働による「学校運営協議会」を生かす学校運営の推進

学校運営協議会を機能させ、地域と学校が双方向で成果と課題を共有しながら子どもの成長を図る、地域とともにある学校運営（学校づくり）を推進します。

◆具体的には ①小中学校の「学校運営協議会」体制の推進

【熟議の主な内容】

- A 学校運営に関する基本方針の確認と承認（共通理解）
- B 学校運営に関する意見（提案・課題解決策）
- C 地域学校協働活動への意見、活動支援 等

②新小学校開校後の新たなコミュニティ・スクールづくり

（小中合同の学校運営協議会の開催）

施策【2】 学校運営に生かす地域学校協働活動の推進

地域学校協働活動を機能させ、地域の方々が日常的に学校を訪れ支援活動を展開することで、これまで以上に地域に開かれた特色ある学校運営を進めます。

◆具体的には ①統括推進員・地域学校協働活動推進員の連携

（地域学校協働活動推進員連絡会の開催）

- ②地域人材の育成、地域資源の発掘（活用に資するデータ化）
- ③地域人材の活用による学校教育支援
- ④地域の教育力の交流・向上（住民同士の教え合い、学び合い）
- ⑤小中学生の地域づくり参画への働きかけ 等

基本施策3 よりよい生き方を育む教育の推進

□自分にはよいところがある

単位 (%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
遊佐・小6	86.0	89.4		81.8	85.3
全国・小6	84.0	81.2		76.9	79.3
遊佐・中3	85.3	75.5		75.2	83.8
全国・中3	78.8	74.1		76.2	78.5

※数値は肯定的な回答(①+②)の割合

(選択肢) ①あてはまる②どちらかといえばあてはまる③どちらかといえばあてはまらない④あてはまらない

□将来の夢や目標を持っていますか

単位 (%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
遊佐・小6	90.0	81.8		84.0	82.3
全国・小6	85.1	83.8		80.3	89.8
遊佐・中3	68.7	65.7		73.2	73.5
全国・中3	72.4	70.5		68.6	67.3

※数値は肯定的な回答(①+②)の割合

(選択肢) ①あてはまる②どちらかといえばあてはまる③どちらかといえばあてはまらない④あてはまらない

□学校に行くのは楽しいと思いますか

単位 (%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
遊佐・小6		92.4		76.1	82.4
全国・小6		85.8		83.4	85.4
遊佐・中3		83.3		78.2	89.7
全国・中3		81.9		81.1	82.9

※数値は肯定的な回答(①+②)の割合

(選択肢) ①あてはまる②どちらかといえばあてはまる③どちらかといえばあてはまらない④あてはまらない

□いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか

単位 (%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
遊佐・小6	98.0	93.9		93.2	97.0
全国・小6	96.8	97.1		96.8	96.8
遊佐・中3	98.0	94.1		96.1	95.6
全国・中3	95.5	95.1		95.9	96.4

※数値は肯定的な回答（①+②）の割合

（選択肢）①あてはまる②どちらかといえばあてはまる③どちらかといえばあてはまらない④あてはまらない

□朝食を毎日食べていますか

単位 (%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
遊佐・小6	96.0	100.0		93.2	96.1
全国・小6	94.5	95.3		94.9	94.4
遊佐・中3	93.1	100.0		96.0	97.0
全国・中3	91.9	93.1		92.8	91.9

※数値は肯定的な回答（①+②）の割合

（選択肢）①あてはまる②どちらかといえばあてはまる③どちらかといえばあてはまらない④あてはまらない

□普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む）をしますか 単位 (%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
遊佐・小6				42.0	64.7
全国・小6				49.4	50.2
遊佐・中3				67.3	44.2
全国・中3				57.0	50.3

※2時間以上と回答した割合

出典：全国学力・学習状況調査

施策【1】 思いやる心や規範意識等を育む道德教育の推進

家庭、園・学校、地域が思いを一つにして、「いのち」の大切さを基本に自他ともにかげがえない存在であることを認識させ、人類愛につながる人を思いやる心やルール遵守等の道德心を育みます。

- ◆具体的には
 - ①学校教育全体で行う道德教育と特別の教科「道德」を核とした心の教育の推進
 - ②教科学習等における平和に関する学習機会の推進
 - ③いじめ防止対策等、地域と連携した「いのち」の教育の推進
 - ④学校の相談支援体制の充実（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等） 等

施策【2】 自尊感情の涵養をめざす積極的な生徒指導の推進

園・学校教育を核に家庭や地域全体で自分のよさを生かす活動の機会を大切にし、積極的な生徒指導を進め、自尊感情（自分のよさを認識する）を育てていきます。活動の場の充実に向け、環境の整備や地域人材の活用を図っていきます。

- ◆具体的には ①学校教育全体における積極的な生徒指導の推進
- ②児童会（小学校）・生徒会（中学校）活動の推進
- ③自分のよさを発揮する小学校クラブ活動の推進（地域人材活用）
- ④宿泊体験活動の推進
- ⑤少年町長・少年議員等ボランティア活動の推進
- ⑥“不登校0”の取り組みの推進（友遊スクール等）
- ⑦児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」を土台にした、いじめや不登校の未然防止と早期対応等の取り組みの推進 等

施策【3】 自然への畏敬の念等の豊かな感性の涵養

美しいもの、善いもの等を素直に感じ取ることのできる心を大切に育みます。豊かな感性は、よりよい生き方の原点として人生を支え、潤し、満たし続けます。

- ◆具体的には ①宿泊体験を含む自然体験学習活動の推進
- ②芸術鑑賞等芸術文化活動の推進 等

施策【4】 夢や志、公益の心を育む生き方としてのキャリア教育の推進

将来に夢や希望を抱き志を持ち、公益の心に根ざすよりよい生き方を志向する、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。職業に携わる方々に直接指導していただくキャリア講話等を一層大事にします。

- ◆具体的には ①小中をつなぐキャリアパスポート*を生かしたキャリア教育の推進
- ②先人の偉業や夢を持ち活躍している大人の生き方に学ぶ教育の推進
- ③遊佐高校におけるキャリア教育（長期のインターンシップ*）への支援 等

施策【5】 地域に根ざす自然、歴史、文化等に学ぶふるさと教育の推進

“鳥海の高きに向かう子ども”の校訓にみられるように、鳥海山は、幼少時から私たちに勇気と希望を与える大きな存在となって眼前に聳えびえています。さらに、有史以来、海、川、平野、砂丘と豊かな自然の恩恵に浴して生活してきました。大自然をバックボーンに育まれてきた町の歴史や文化はどのような時代が到来しようとも、豊かな人生の基盤として子どもたちの心の中に生き続けます。ふるさとに根っこを張って生き方を学ぶ、ふるさとに学ぶ学習を大事にしていきます。

- ◆具体的には ①宿泊体験を含む自然体験学習活動の推進（再掲）
- ②「四大祭」等先人の生き方に学ぶ機会の推進
- ③地域における民俗行事等の鑑賞や参加の推進
- ④クロマツ保全等の自然愛護活動の推進
- ⑤「鳥海山・飛島ジオパーク」に関する学習の推進 等

施策【6】 自己管理能力を高める健康・安全教育の推進

朝ごはんの欠食やゲームやスマートフォンへの依存等、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が大きな課題となっています。大人社会の影響や反映も見られるようです。幼少時から“あたりまえのことをあたりまえに”を合言葉に、自分の基本的な生活リズムを確立し、自己管理ができる子どもに育てましょう。大人が手本を示したいものです。

自然災害はいつやってくるかわかりません。また、通学等に伴う交通事故も日常的に起こり得ます。安全への物的な対策を講ずることは言うまでもなく大前提です。常に優先的に対応していきます。その上に立って、子どもたち一人一人が自らの生命・安全は自ら守っていく能力を高めていく安全教育を進めていきます。

- ◆具体的には ①学校給食の充実を核とした食育の推進
- ②「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動を核にした『『躍動』する遊佐っ子10か条』の具現をめざす取り組みの推進
- ③幼保小中連携したメディアコントロール運動※の一層の推進
- ④体験活動を伴う安全教育の推進
- ⑤地域・家庭と一体となった安全教育の推進
- ⑥学区安全マップを生かした安全対策の推進 等



ふるさとへの愛を育む自然体験活動

基本施策 4 確かな学力を育む教育の推進

施策【1】 児童生徒の確かな実態把握と主体的・協働的に学ぶ探究的な学習の推進

学習に対する関心や意欲、学び方等の学習状況を含めた実態把握に努め、確かな児童生徒理解に基づく学力の向上に努めます。

児童生徒の意欲を引き出し、主体的に学ぶ態度を育てるために、学ぶ楽しさを実感できる授業づくりを推進し、生きて働く知識と技能の習得と、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等のいわゆる活用する力の向上に向け、探究型の授業を大事にして授業改善を進めます。

- ◆具体的には ①標準学力検査（NRT）の実施と分析・活用
- ②全国学力・学習状況調査等の活用
- ③小中学校の授業研究の工夫、改善の推進
- ④町教育委員会委嘱研究の推進
- ⑤県内外の授業研究会参加等校外研修の推進 等

施策【2】 自然や文化、人材等の地域素材を生かす体験的な学習の推進

平成28年に、「鳥海山・飛島ジオパーク」が日本のジオパークに認定されました。国の史跡として指定された縄文時代の小山崎遺跡も注目されています。恵まれた自然、先人の暮らしや偉業等の歴史、杉沢比山等の民俗芸能に代表される文化、これらの地域資源に関わる多くの人材を活用した体験的な学習活動を大事にし、ふるさとへの誇りを涵養しながら、生涯学習の基礎と確かな学力の育成に努めていきます。

- ◆具体的には ①宿泊体験を含む自然体験学習の推進（再掲）
- ②「四大祭」、小山崎遺跡活用等の歴史学習の推進
- ③民俗芸能等文化活動への理解と参加の推進
- ④「鳥海山・飛島ジオパーク」に関する学習の推進（再掲） 等

施策【3】 学校図書館経営を生かす読書活動の推進

令和2年度に策定した「第2次遊佐町子ども読書活動推進計画」を生かし、小中学校の児童生徒の読書活動を推進していきます。町立図書館やPTA活動等との連携を大事にした学校図書館の工夫と教育課程に位置づけられた読書指導を進めていきます。

- ◆具体的には ①第2次遊佐町子ども読書活動推進計画の小中学校での自校化
- ②教育課程における読書指導の充実
- ③学校図書館の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能の充実や質の向上
- ④町立図書館、PTA等地域・家庭との連携の推進 等

施策【4】 (幼保) 小中一貫した教育の推進

小1プロブレム*や中1ギャップ*が課題になっています。園・小学校・中学校の枠組みはありますが、子どもたちの成長に敷居や仕切りはありません。幼児期から教育現場同士の連携や一貫性を大切にした教育を推進します。

そのため、めざす子ども像の共有と義務教育9年間の系統性のある教育課程の実践に関する取り組みを充実させていきます。

- ◆具体的には ①幼・保、小連携教育の推進
- ②小中一貫した教育の推進
- ③幼・保から小学校につなぐ教育支援の充実 等

施策【5】 特別に支援を要する児童生徒への理解に基づく教育の推進

障がいのある子どもを含む全ての子どもたちに対して、一人一人のニーズに応じた適切な教育的支援を通常の学級で行うインクルーシブ教育*をはじめとする、特別支援教育はますます重要になってきています。一人一人の子どもたちへの理解を一層深め、児童生徒のみならず保護者への対応も含めた特別支援教育を推進していきます。

- ◆具体的には ①適切な就学支援（教育支援）の推進
- ②特別支援学級の学級経営の充実
- ③特別支援教育支援員の適切な配置と支援の充実
- ④ユニバーサルデザイン*の視点を生かす指導の推進
- ⑤ペアレント・トレーニングの実施等保護者の理解の推進
- ⑥切れ目ない支援に向けた関係機関との連携
- ⑦共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進 等

施策【6】 運動の好きな子の育成、体力・運動能力の育成

“若者よ 体を鍛えておけ 美しい心が 逞^{たくま}しい体に 辛くも支えられる 日がいつかは来る その日のために 体を鍛えておけ 若者よ”（作詞：ぬやまひろし）の詩にあるように、しっかりした体力・運動能力は生きる力を支える基盤として重要です。運動が好きで、体力・運動能力のある子どもたちの育成に努めます。

- ◆具体的には ①教科体育を核にした学校における体育活動の充実
- ②部活動（中学校）、スポーツ少年団活動への支援
- ③中学校部活動の地域移行
- ④外遊び等の体を動かしての遊びの推奨
- ⑤鳥海ツーデーマーチ等を通した「歩育」の推奨 等

施策【7】 教職員のゆとり創造と研修の推進

確かな学力の育成は、教職員の指導力の発揮にかかっています。教育委員会主催の研修の場や学校でのOJT*の充実を図っていきます。

学校現場の多忙化の低減に向けた教職員の「働き方改革」が言われています。子どもたちと教職員が向き合う時間の確保は、学力の育成面のみならず生徒指導面においても重要になります。改善の方向を見出すのは容易ではありませんが、時間的、精神的両面でのゆとりの創造を目途に教育委員会と学校現場が知恵を出し合い、会議の開催回数や開催時間の縮小、文書事務の効率化等できるところから改善に努めます。

- ◆具体的には ①町教育委員会委嘱研究の推進（再掲）
- ②小中学校で行うOJTの計画的な推進の支援
- ③教育委員会主催研修会（校長会等との連携も含め）の充実
- ④会合の精選と会議の進め方の工夫
- ⑤事務効率化に資する機器（校務支援システム等）の導入と活用
- ⑥調査等提出文書の精選
- ⑦中学校部活動の地域移行（再掲） 等



命あふれる西通川の学習

基本施策5 変化に対応する力を育む教育の推進

施策【1】 英語を中心とした外国語教育、外国語活動の推進

英会話の充実を基調に、小学校5、6年生の外国語（英語）科が新設されました。小学校3、4年生の英語による外国語活動をも含めた、小中学校における英語による外国語の学習の充実を図っていきます。

- ◆具体的には ①小学校外国語活動・小中学校外国語科における英語指導助手の活用
- ②小学校と中学校の外国語科を通した小中一貫した教育の推進
- ③国際交流等国内外の幅広い人材との交流の機会の活用
- ④英語指導助手の安定的な確保 等

施策【2】 ICT環境の整備と情報活用能力の育成

ICT（情報通信技術）による情報活用能力の育成の重要性が高まっています。ICT環境を整備し、教科学習等にインターネットによる情報収集や活用等を位置づけ、確かな学力の育成に生かしていきます。一方、ネット犯罪の防止等情報モラル教育も大事になっています。学校と保護者が課題を共有しながら情報モラルを育成していく必要があります。

- ◆具体的には ①ICTの効果的な活用による授業改善の推進
- ②教室環境や電子機器等のハード面の整備と維持管理
- ③機器活用ソフトの充実
- ④ICT支援員の活用
- ⑤情報活用能力（情報モラル教育を含む）の育成に向けた取り組みの充実 等

施策【3】 高校や大学との連携による高度な学びに触れる場の活用

地元の大学や高校と連携し、高度の教育に触れる機会や交流を大事にします。本物に触れる体験や専門的な学習を体験することは、学ぼうとする意欲を触発し、考え方やものの見方を広げていく可能性を持っています。

- ◆具体的には ①遊佐高校等、高校の生徒や先生による指導や交流の促進
- ②東北公益文科大学、山形大学等の学生等との交流

施策【4】 持続可能な地球環境を意識した環境教育の推進

地球温暖化、耕作放棄地の増加、生物多様性の損失、クロマツの松枯れ等の問題は、私たちの暮らし方、経済活動等が影響していると考えられます。地球規模で持続可能な社会を構築していくために、子どもたちに、「未来を創る力」、「環境保全のための力」をつけていく必要があります。

“Think globally, Act locally”（「シンク グローバリィ アクト ローカリィ」：地球規模で考え、足元から行動せよ）は、環境教育の大きな理念です。鳥海山（自然）との共生を掲げる遊佐町に住む私たちは、地球規模で起こっている環境問題に真剣に向き合って学び、実践していく必要があります。

- ◆ 具体的には ①教育課程への環境教育の位置づけと学習
- ②小中学校での節電・節水等の実践
- ③クロマツ保全等行政や地域団体との連携による取り組みの推進
- ④「鳥海山・飛島ジオパーク」に関する学習の推進（再掲）
- ⑤持続可能な開発目標（SDGs）への対応 等



先人の思いを受け継ぐ砂防林学習

基本施策6 教育環境の整備の推進

施策【1】 園・学校施設・設備の計画的な整備と維持管理の推進

小中一貫した教育をめざして、子どもたちが安全な環境で安心して園・学校生活を送ることができるよう、施設・設備の改修や維持管理を計画的に進めていきます。

- ◆具体的には ①遊佐町学校施設長寿命化計画に基づく計画的な整備
- ②保育園施設・設備の計画的な維持管理と改修（※健康福祉課）
- ③小学校施設・設備の計画的な維持管理と改修
- ④中学校施設・設備の計画的な維持管理と改修

施策【2】 通学時等の子どもたちの安全確保の推進

子どもたちが安心して安全に通学したり地域で遊んだりすることができるよう、施設整備の面、人的な面の両面で環境整備を推進していきます。

- ◆具体的には ①PTA や地域と連携した地域危険マップの作成と整備
- ②通学バスの適正な運行と安全管理の徹底
- ③見守り隊、青色パトロール隊※、スクールガードリーダー※等による地域見守り体制の整備
- ④通学バス運転手の安定的な確保 等

施策【3】 放課後の居場所づくりと就学支援の推進

児童の放課後の居場所の確保に向けた支援、経済的に支援を要する家庭や共稼ぎ家庭等の増加に対応した支援にも努めていきます。

- ◆具体的には ①要保護・準要保護児童生徒家庭への支援の充実
- ②放課後子ども教室の継続、放課後児童クラブの拡充 等

施策【4】 小中一貫した教育に資する環境整備の推進

子どもたちは、集団生活の中で学び、生活することによって、人間関係の深まりや一人一人の役割を認識し、協調する心を学び、充実感や責任感、達成感等を味わいながら成長します。意見の交流や集団における励まし合い、競い合いとともに、一人一人に目の行き届くきめ細かな指導や支援も大切です。少子化が一層進む見通しの中で、小学校、中学校の子どもたち一人一人の個性伸長、生きる力の育成に向け、どのような学校規模の教育環境が望ましいのかを検討していく必要があります。

- ◆具体的には ①小中一貫した教育の推進
- ②空き教室の活用等中学校の教育環境の整備 等

施策【5】 誰一人取り残さない学びのセーフティネットの構築

コロナ禍が続く状況の中での物価高騰などによる経済的困難世帯、ひとり親世帯や障がいによる子どもの就学機会の確保、また、不登校などの子どもに対する本来の学習機会の確保は、公教育を進めるための責務です。

- ◆具体的には ①適応指導教室「友遊スクール」等、多様な学びの場の確保
- ②中学3年生対象の学習支援塾の開催
- ③要保護・準要保護児童生徒家庭への支援の充実（再掲） 等



学習支援塾 互いに学び合う遊佐中生

基本施策7 青少年の健全育成

□自分にはよいところがある【再掲】

単位 (%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
遊佐・小6	86.0	89.4	/	81.8	85.3
全国・小6	84.0	81.2	/	76.9	79.3
遊佐・中3	85.3	75.5	/	75.2	83.8
全国・中3	78.8	74.1	/	76.2	78.5

※数値は肯定的な回答（①+②）の割合

（選択肢）①あてはまる②どちらかといえばあてはまる③どちらかといえばあてはまらない④あてはまらない

□普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む）をしますか【再掲】 単位 (%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
遊佐・小6	/	/	/	42.0	64.7
全国・小6	/	/	/	49.4	50.2
遊佐・中3	/	/	/	67.3	44.2
全国・中3	/	/	/	57.0	50.3

※2時間以上と回答した割合

□学校に行くのは楽しいと思いますか【再掲】

単位 (%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
遊佐・小6	/	92.4	/	76.1	82.4
全国・小6	/	85.8	/	83.4	85.4
遊佐・中3	/	83.3	/	78.2	89.7
全国・中3	/	81.9	/	81.1	82.9

※数値は肯定的な回答（①+②）の割合

（選択肢）①あてはまる②どちらかといえばあてはまる③どちらかといえばあてはまらない④あてはまらない

□いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか【再掲】

単位（％）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
遊佐・小 6	98.0	93.9		93.2	97.0
全国・小 6	96.8	97.1		96.8	96.8
遊佐・中 3	98.0	94.1		96.1	95.6
全国・中 3	95.5	95.1		95.9	96.4

※数値は肯定的な回答（①＋②）の割合

（選択肢）①あてはまる②どちらかといえばあてはまる③どちらかといえばあてはまらない④あてはまらない

出典：全国学力・学習状況調査

施策【1】 青少年の社会参加を促す活動の推進

投票権が 18 歳に引き下げられ、これまで以上に主権者教育の重要性が高まっています。少年町長・少年議員公選事業は、2003（平成 15）年から継続して取り組んでいます。学校との連携協力から子どもたちや保護者の意識が高まっており、今後も中高生のうちから町政へ参加ができる場を大切にしていきたいと考えています。さらに、地域学校協働活動も踏まえて、子どもたちが地域行事に参加するなどの活動を促していきます。

ボランティアサークル「くじら」も多くの生徒が活動しています。地域行事等のボランティアも含めて、今後も続くであろうコロナ禍の影響を受けないボランティアを検討していきます。

- ◆具体的には ①少年町長・少年議員公選事業の推進
- ②ボランティア活動への参加の推進
- ③地域行事等への参加の推進 等

施策【2】 健全育成見守り活動の推進

全国的な少年非行・犯罪の件数は減少傾向にあるものの、一方ではインターネットやスマートフォンの普及を背景に深刻な犯罪も発生し、誰もが加害者にも被害者にもなりうる状況です。また、違法・有害情報の拡散やネットいじめを含むいじめの問題、子どもの貧困問題、児童虐待、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等の問題は多様化・複雑化しています。多様化する社会環境への適応を含め、ゲームや動画視聴に費やす時間の長さ等放課後や休日の過ごし方に着目し、青少年一人一人が確かな居場所を定めて成長していく姿を求め、見守り活動を充実させ地域全体で健全育成を推進していきます。

- ◆具体的には ①青少年育成センターを核にした見守り活動の推進
- ②各地区「見守り隊」等による登校・下校を中心にした見守り活動の推進
- ③地域住民による日常的な声かけ 等

施策【3】 地域全体で育む活動の推進

遊佐町では、2015（平成27）年度の青少年育成協議会において、「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動をスタートさせました。さらに、同年秋の子育てフォーラムで「『躍動』する遊佐っ子10か条宣言」を採択し、基本的な生活リズムづくりに取り組んでいます。このような子育て・青少年の育成に関する大人の学びも大事にしていきます。

- ◆具体的には ①青少年育成協議会事業の推進
- ②子育てフォーラム事業の推進
- ③PTAの研修活動の推進 等

施策【4】 地域全体で見守るいじめ防止対策の推進

いじめへの対応が大きな社会の問題になっています。学校教育での指導が核になりますが、地域の大人も当事者意識を持って学び、認識を深めながら適切な対応を図っていく必要があります。

- ◆具体的には ①いじめを許容しないことを核とするいじめ防止対策に関する啓発と理解の推進
- ②重大事故未然防止への迅速な対応の推進 等



駅前清掃活動 中高生ボランティアサークル「くじら」

基本的方向Ⅱ

心豊かに

Ⅱ 「いのち」輝く町民の育成【学びをつなぐ生涯学習（社会教育）】

持続可能なまちづくりを志向し、人々の暮らしと社会の発展につなぐ社会教育システムの構築

《現状と課題》

生涯学習は、老若男女を問わず一人一人が自らの個性を磨き、能力を伸ばし、生きがいとゆとりある充実した人生を送るため、自発的に自分に合った方法で生涯にわたって学び続ける営みです。学校教育や職域を含む社会において意図的、計画的に行われる学習だけでなく、家庭における日々の営みや地域における活動、スポーツ・レク活動、文化活動、趣味の活動、ボランティア活動等も含まれます。このように生涯学習はあらゆる場所、時間帯、方法にとらわれず、内容的には生活の充実や職業能力の向上等、自分のために自発的に行う自由で広範な学習を意味します。

5年前の町民対象の調査からは、生涯学習を行いたいと望んでいても行動に結びついていかない現状が読み取れます。生涯学習の主役は、子どもたちを含めた町民一人一人です。自ら進んで学び、人生のあらゆる時期に「いつでも」「どこでも」「だれでも」、さらに「なんでも」望めば学習できる環境が求められます。

産業構造の複雑化に伴いながらAIの占める可能性が高まり、人間の職業機会の大半を取って代わると言われる、ソサイエティ5.0（超スマート社会）が到来しつつあります。少子化と高齢化はいよいよ進み社会基盤が大きく変容していきます。ICT環境の発達に伴う、フェイクニュースへの対応等の情報モラルの重要性の顕在化、国際化の進行と世界のボーダレス化、SDGsが流布され、環境問題、男女共同参画社会の確立、人権問題等が大きくクローズアップされています。これら社会構造の変化への対応は、我々町民一人一人が取り組む必要性のある課題です。

学校教育の学びを基盤にした、自らの課題意識に基づく生涯学習への取り組みは、仲間との学び合いや地域づくりに生かすことで成果を積み上げ、「いのち」の輝きを確かなものにしていきます。学んだ成果を社会のために生かし、生かされて人生を豊かなものにし、持続可能な未来を拓く“まちづくり”に結びつく、このような学びをつなぐ生涯学習社会を目指します。

◇あなたはこれから文化や教養に関する生涯学習を行いたいと思いますか

	行いたい	行いたくない	無回答	合計
町民	57.4%	38.1%	4.5%	100%

出典：平成28年度生涯学習推進計画・スポーツ推進計画策定に向けた町民意識調査

基本施策 8 生涯学習推進体制の整備

施策【1】 ネットワーク型行政による推進（全庁的な取り組み）

例を挙げると、「安全・安心に関する学び」は総務課が、「『第2期遊佐町子ども・子育て支援事業計画』に基づく学び」は健康福祉課が主に所管しています。このように生涯学習に関わる学びは、教育委員会のみならず、役場庁舎内をはじめ各地区のまちづくり協議会等で、町民のニーズを踏まえて進められています。今後も他課との連携を密にして情報を共有し、整理しながら学習活動を推進していく必要があります。

◇「生涯学習センターで行う事業で重要だと思う事業は何でしょうか」の問いに、【「重要である」「やや重要である」と答えた割合（複数回答）】

①防災・安全に関する事業.....	76.4%
②家庭教育・子育て支援事業.....	71.3%
③少年対象事業.....	69.1%
④まちづくりに関する事業.....	63.2%
⑤地域の歴史や文化、自然について学習する事業.....	62.9%
⑥芸術文化事業.....	61.4%
⑦青少年育成事業.....	58.4%
⑧青年対象事業.....	56.7%
⑨高齢者対象事業.....	54.2%
⑩リーダー育成事業.....	49.3%
⑪国際理解に関する事業.....	48.2%

出典：平成28年度生涯学習推進計画・スポーツ推進計画策定に向けた町民意識調査

- ◆具体的には ①生涯学習情報の一元化の推進
- ②生涯学習情報の交流と講座等事業の検討・協働 等

施策【2】 生涯学習情報の提供の工夫と相談体制の充実

行政、まちづくり協議会等地域自治組織、教育機関、生涯学習団体等が行っている事業の把握に努め、他課と連携しながら町民が知りたい情報を的確に伝える等、学習相談体制を整え、だれもが学習しやすい環境づくりを進める必要があります。

◇「必要な情報発信機能は何ですか」

①生涯学習広報やチラシの配布.....	41.2%
②相談窓口や情報発信コーナーの設置.....	37.6%

③ホームページによる情報の発信.....28.2%

出典：平成28年度生涯学習推進計画・スポーツ推進計画策定に向けた町民意識調査

- ◆具体的には ①学習情報発信のあり方の検討・工夫
- ②人材に関する情報の発信と活用
- ③窓口の明確化等相談体制の工夫・充実 等

施策【3】 生涯学習施設・設備の整備と活用

生涯学習施設は、誰もが安全で快適に利用できる施設の運営が求められます。そのために、施設の改修や修繕、環境整備を計画的に行っていきます。

- ◆具体的には ①生涯学習施設の計画的な整備
- ②情報化やノーマライゼーション※に対応した施設・設備の整備
- ③生涯学習関連施設の利活用の推進 等



鳥海ツーデーマーチ 稲穂の中を歩くウォーカー

基本施策 9 生涯学習の基礎的環境づくり

施策【1】 人生各期に添った学びの推進

乳幼児期から高齢期まで、人生各期に添った個人のニーズや課題を捉え、生涯途切れない学びを推進していく必要があります。学習の効果を高めるため生涯各期に必要な課題を設定し、事業を展開し学習活動を支援します。

- ◆具体的には ①乳幼児期：親子での触れ合いを育む機会の充実 等
- ②少年期：「生きる力」の基礎を育む学習機会の充実 等
- ③青年期：豊かな人間関係づくりや社会参加を促す学びの充実 等
- ④成人期：自立し、社会参加を通して人間力に磨きをかける学びの充実 等
- ⑤高齢期：健康で生きがいを持ち続けられる学びの充実 等

施策【2】 読書活動の推進

読書活動の推進は、生涯学習推進の大きな柱になります。町立図書館、小中学校の図書館の機能の充実を図り、互いの連携を密にし、また、「第2次遊佐町子ども読書活動推進計画」を基盤として、町民の読書活動を推進していきます。

- ◆具体的には ①町立図書館の利便性の向上
- ②小中学校図書館等との連携
- ③子ども読書活動の推進 等

施策【3】 家庭・学校・地域の連携

子どもたちが変化する社会を生きていく力を身に付けるためには、家庭と学校、地域が協力し、それぞれの教育力を高めるとともに、全体で育てていくことが大切です。小学校統合後においても、これまで同様に家庭、地域と学校の連携を密にし、子どもたちの成長を支えながら、ともに大人も学んでいきます。

- ◆具体的には ①家庭教育支援の充実
- ②地域での学びの充実
- ③学校での学びの充実
- ④連携・融合による学習機会の充実（コミュニティ・スクール）
- ⑤統括推進員・地域学校協働活動推進員の連携
（地域学校協働活動推進員連絡会の開催）（再掲） 等

基本施策 10 多様な生涯学習機会の提供

施策【1】 生きがいづくり・仲間づくりへの支援

生涯学習で大切なことは、自ら学び楽しむことです。子どもたちを含め、老若男女、幅広い町民が学べるよう、時間や場所等参加しやすい条件を考慮し、誰もが気軽に参加できる体制づくりを目指します。

また、自己能力の向上やボランティア活動等に向け、気軽に仲間が集い、楽しく学習できる環境づくりに努めるとともに、生涯学習を通じた交流の輪が広がり、地域づくり等互いのつながりの深化に向けて支援していきます。

- ◆具体的には ①各種講座の企画・提供
- ②自主的なグループ・サークル、団体の育成、支援
- ③学習ボランティアの育成（バンク化等）、支援
- ④学習の成果を生かす場の提供等の支援 等

施策【2】 現代的な課題への学習機会の提供

町の施設やまちづくりセンター、教育機関等において、個人の要望や現代的な課題解決に向けた社会の要請に応えるべく、さまざまな学習機会の提供が行われています。少子化、高齢化、労働環境、家庭のあり方、防犯、環境問題、国際化、情報化、男女共同参画社会の構築、地域まちづくり等、現代社会には解決や対応が待たれる課題が山積しています。今後の社会の変化への対応を考えながら、庁内関係部署その他、関係機関等との連携を図りながら、個人の要望や社会の要請の確かな把握に努めて多様な学習機会の提供に努めていきます。

- ◆具体的には ①時代を捉えた課題の把握と解決策・解決力の育成
- ②町民との協働による学習機会の創出・提供
- ③男女共同参画社会の推進 等

基本施策 11 次世代につなぐ地域活動の推進

施策【1】 地域教育力の向上（学び合い・教え合い）

学びを通じた交流の広がり（地域の方々が教え学び合うこと）で、幅広い人材の育成と地域のつながりの輪を醸成します。さらに、地域を拠点とするまちづくり協議会等の自主的な活動と連携し支援しながら、また、小学校統合後における地域と学校と協働してきた行事の継続方法等も検討し、持続可能な地域の教育力の向上を目指します。

- ◆具体的には ①地域人材の把握とデータ化
- ②自主的なグループ・サークル、団体の育成・支援
- ③生涯学習関連施設の利活用の推進（再掲）
- ④まちづくり出前講座等の開催
- ⑤統括推進員・地域学校協働活動推進員の連携
（地域学校協働活動推進員連絡会の開催）（再掲） 等

施策【2】 地域まちづくり活動の活性化（つながりによるコミュニティの創造）

学習活動を通して身に付けた知識や技能等を、自らの生活や地域活動に生かす知の循環型社会を築いていくことが地域の活性化に結びつきます。そのために、地域に関わる情報を積極的に発信し、進んで身近な地域について学ぶことができるよう学習活動を支援します。

また、まちづくり協議会等地域団体（企画課等との連携）の活動を支援し、各地域で特色ある事業を行い、まちづくり活動の活性化を図ります。

- ◆具体的には ①他課の地域づくり支援事業との連携・支援
- ②まちづくり協議会等地域団体との連携・支援
- ③地域人材の把握と育成
- ④まちづくりに資する講座等の学習活動の推進 等



国指定重要無形民俗文化財 杉沢比山

基本施策 12 うるおいに満ちた芸術文化活動の推進

施策【1】 芸術文化活動団体・グループの育成

町内には多くの芸術文化団体やグループ、サークルがあり、それぞれ特徴のある活動を展開しています。町民の芸術文化活動を広く一般に公開する「遊佐町芸術祭」は51回（令和4年度）を数えました。しかしながら、各団体やグループ構成員の高齢化が指摘され、会員の減少傾向も否めません。本町芸術文化活動の中心を担っている芸術文化協会においても同様の傾向が見られます。

共通の趣味で結ばれる団体やグループで芸術文化活動を展開することは、参加者一人一人心の豊かさを増幅させるとともに、地域の活性化に結びつきます。既成の芸術文化団体の充実を図りながら、新たなグループ・団体等の育成も大事にしていきます。

- ◆具体的には ①芸術文化協会等グループ・団体間の連携への支援
- ②新たなグループ・団体の育成に向けた支援
- ③中学校部活動の地域移行（再掲） 等

施策【2】 芸術文化作品鑑賞機会の提供

これまで、本町では町民の自主的な芸術文化活動への支援、優れた芸術文化作品等の鑑賞機会の提供に力を入れてきました。しかし、生活形態の変化や趣味の多様化が進み、活動自体も個人で行う傾向が見られます。公演や作品展示等の内容の決定にあたっては、社会教育委員会議やアンケート調査結果等を生かして町民のニーズの把握に努めます。

実施にあたっては、支援団体やグループと連携して周知方法等を工夫し、生涯学習センター、語りべの館、各まちづくりセンター等の施設の有効活用を図りながら、多くの町民に鑑賞機会を提供できるように努めます。

- ◆具体的には ①文化講演会、コンサート等主催事業の開催
- ②芸術祭、町音楽祭等団体・グループとの共催による事業の開催
- ③主催、共催による作品展示事業の開催 等

施策【3】 青少年の芸術文化活動の推進

今後の芸術文化活動の充実を図っていくためには、団体やグループ間の一層の連携とともに若い年代層の参加が待たれます。幼少時期から芸術文化に触れ、感性を豊かにすることが重要です。多様な芸術文化作品の鑑賞機会の提供、園や学校との連携を含めた青少年の芸術文化活動への参加を促進するために、新しいニーズの把握に基づく対応が求められています。園や学校、団体、グループとの連携を大事にし、青少年の芸術文化活動の充実を図っていきます。

- ◆具体的には ①園・学校における芸術文化活動への支援
- ②青少年参加の芸術文化活動への支援 等

施策【4】 芸術文化活動施設・設備の整備と活用

施設や設備の充実は芸術文化活動を支える大きな力になります。生涯学習センターを中心にした生涯学習施設のみならず、学校等の施設・設備の活用を含めて整備を進めていく必要があります。

- ◆具体的には ①芸術文化活動に生かす生涯学習施設の計画的な整備
- ②学校の施設開放等学校教育との連携による活用 等



遊佐町音楽祭 遊佐混声合唱団による演奏

基本施策 13 文化財等の調査・保存と継承・活用

本町は優れた文化財に恵まれ、指定文化財の数は、国指定 7 件、県指定 10 件、町指定 106 件を数えます。計画的な調査と保存、活用を図っていく必要があります。

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
旧青山本邸利用者数	5,380 人	5,255 人	2,791 人 (※)
指定文化財の件数	国指定 6 件	国指定 7 件	国指定 7 件
	県指定 10 件	県指定 10 件	県指定 10 件

出典：教育課 文化係 資料

※令和 2 年 4 月 9 日～令和 2 年 5 月 10 日まで新型コロナウイルス感染症の感染防止のため臨時休館

施策【1】 町内文化財の調査・保存と活用の推進

未指定ではありますが貴重であると思われる文化財が存在します。情報収集と調査により文化財の指定を進め、保存と活用を図っていきます。

- ◆具体的には
 - ①未指定文化財の発掘と指定及び保存と活用
 - ②町指定文化財の実態調査の実施
 - ③旧青山本邸、語りへの館等の活用促進
 - ④「杉沢比山」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みへの支援 等

施策【2】 民俗芸能・民俗行事の保存と継承・活用

民俗芸能や民俗行事については、情報の発信の工夫や公開の場の増等により町民の興味・関心を高めていきます。財政支援等の環境の整備を図りながら、後継者の育成を核にした継承と発展に向け支援していきます。

- ◆具体的には
 - ①町民俗芸能公演会の開催
 - ②民俗芸能保存団体への支援
 - ③国指定重要無形民俗文化財である神楽の保存と継承を目的とする全国神楽継承・振興協議会会員の杉沢比山への支援
 - ④民俗行事継承への支援、保存資料の活用
 - ⑤歴史的文化遗产や民俗芸能等のアーカイブの整備 等

基本施策 14 歴史・文化遺産の保存と継承・活用

施策【1】 歴史資料や文化遺産の調査・保存と継承

企画課等との連携により、「鳥海山・飛島ジオパーク」をはじめとする貴重な歴史・文化遺産に関する資源の保存に引き続き努めていきます。

ガイダンス施設を含めた史跡小山崎遺跡の整備は、史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員会で協議・検討し、計画的に進めます。

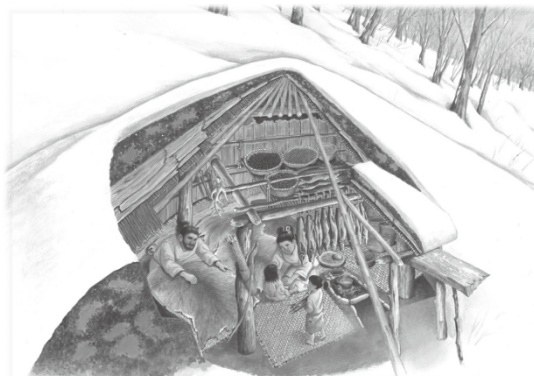
上・下巻を発刊した遊佐町史については、機会を捉え、その活用を図っていきます。

- ◆具体的には ①「四大祭」の発信と継承
- ②史跡小山崎遺跡の整備（ガイダンス施設含む）
- ③「鳥海山・飛島ジオパーク」資源の保存
- ④遊佐町史上・下巻の活用 等

施策【2】 歴史資料や文化遺産の活用

町内の貴重な歴史資料や文化遺産の公開等により、町内外への情報発信を進め、歴史・文化遺産への理解を促進することを通し、身近な歴史に学びながら探究的な学習活動やまちづくり、さらには観光資源としても生かしていきます。

- ◆具体的には ①企画課との連携による「鳥海山・飛島ジオパーク」の一層の情報発信と活用
- ②史跡小山崎遺跡の活用と整備（ガイダンス施設含む）
- ③「ゆざ学講座」等による歴史を知る機会の提供
- ④園、小・中・高校での町内歴史資料等の活用 等



国指定史跡 小山崎遺跡
竪穴住居の暮らし イメージ図

基本施策 15 はつらつとした生涯スポーツ活動の推進

施策【1】 健やかに生きる生涯スポーツの啓発と普及

「遊佐町スポーツ推進計画」に基づき、「だれでも」「いつでも」、運動・スポーツ活動に参加できるような環境整備や情報発信に努め、啓発と普及を促進します。

◇「あなたはスポーツや運動が好きですか」の問いに、【すごく好き、好きと答えた割合】

	すごく好き	好 き	合 計
スポーツや運動が好きですか	8.5%	46.1%	54.6%

◇「あなたはあなた自身の日頃のスポーツや運動への取組状況に満足していますか」の問いに、【すごく満足、満足している割合】

	すごく満足している	満足している	合 計
スポーツ・運動の満足度	1.6%	19.5%	21.1%

出典：平成 28 年度生涯学習推進計画・スポーツ推進計画策定に向けた町民意識調査

- ◆具体的には ①ホームページ等での情報発信の工夫
- ②スポーツ推進員活動の推進
- ③健康福祉課等との連携による健康増進活動の推進 等

施策【2】 関係団体等との連携と各種スポーツグループ・団体等の支援

総合型スポーツ文化クラブ「遊^ぶ’s」をはじめとした各種スポーツ団体への活動支援や補助を引き続き行っていき、町民のスポーツ意欲の向上につなげられるようにしていきます。

また、スポーツ大会等補助金制度を広く知ってもらうことで、大会参加者の負担を減らせるように周知体制を整えていきます。

- ◆具体的には ①各運動・スポーツ活動団体やクラブ情報の一元化
- ②スポーツ協会加盟団体や総合型スポーツ文化クラブへの支援
- ③まちづくり協議会や老人クラブ等地域の団体・クラブへの支援
- ④部活動（中学校）、スポーツ少年団活動への支援（再掲）
- ⑤東北大会以上出場者への補助金の交付
- ⑥中学校部活動の地域移行（再掲） 等

施策【3】 指導者の発掘と活用

スポーツ推進委員や各スポーツ少年団指導者にあたっては毎年の指導者研修会に参加することで安心・安全な指導ができるような体制を整えていきます。また、新たな指導者の発掘のために各指導者とのつながりを密にして活動を進めていきます。

- ◆具体的には ①スポーツ推進員活動の推進（再掲）
- ②指導者の育成に向けた研修会開催等人材の発掘と活用
- ③スポーツ少年団活動指導者の発掘・育成と活用
- ④中学校部活動指導者の発掘と活用 等

施策【4】 安全で快適な施設・設備等の整備と活用

町民の運動・スポーツ活動の活性化のために、誰でも安心して使える施設の活用を進めていく必要があります。修繕箇所等が発生した場合は町民の安全性を第一に考えて整備を進めていきます。また、AEDや火器の扱い等の講習会を毎年継続して開催し、不測の事態に対応できるような体制を整えていきます。

- ◆具体的には ①町体育施設の計画的な整備・維持管理と活用
- ②小中学校体育設備の計画的な整備・維持管理と活用
- ③総合運動公園の計画的な維持管理と活用
- ④子どもセンター・中央公園等との連携活用
- ⑤けがや事故防止、AEDの活用等安全管理講習等の実施
- ⑥ノーマライゼーションを踏まえた施設環境の整備 等

施策【5】 多様な生涯スポーツ活動の推進

JML（日本マーチングリーグ）加盟の「鳥海ツーデーマーチ」は、県内外から多くの方に参加をいただき、老いも若きも一緒になってウォーキングを楽しんでいます。他課や関係団体との連携を図りながら、小さい子どもから高齢者まで、さらには障がいのある方も含め、幅広く生涯スポーツに参加できる機会を設けていく必要があります。

- ◆具体的には ①町民のニーズや目的に合わせたスポーツ講座・教室の開催
- ②関係団体等と連携した生涯スポーツ活動の推進
- ③豊かな自然環境を生かした生涯スポーツ活動の推進
- ④スポーツイベントの開催や支援
- ⑤障がい者スポーツ活動の推進 等

施策【6】 子どものスポーツ活動の推進

幼少時から積極的に体を動かす活動が、学校体育の充実につながっていきます。学校体育のみならず、他課や関係団体との連携を図りながら、地域や家庭で積極的に子どもたちがスポーツ活動に参加できる機会を設けて、運動好きな子どもたちをつくり、健康の増進を図っていく必要があります。

- ◆具体的には ①幼児期・少年期の健康や体力に関する講座等の開催
- ②地域や家庭における幼児期・少年期のスポーツ活動の推進
- ③学校体育活動の充実と支援
- ④鳥海ツーデーマーチ等を通じた「歩育」の推奨（再掲） 等

施策【7】 競技スポーツの振興

町民の競技力向上のため、プロスポーツを観戦する機会を作っていきます。そのため、県内で活動しているプロスポーツチームを応援するための支援団体活動応援事業費補助金制度等の活用や周知、町民の関心を促す活動を検討していきます。また、モンテディオ山形の市町村応援デー等で遊佐町をアピールできる機会を捉え、ユニフォーム展示や特産品のPRを今後も続けていきます。

- ◆具体的には ①部活動（中学校）・スポーツ少年団活動への支援（再掲）
- ②スポーツ協会等との連携による各種競技団体への支援
- ③スポーツ推進員活動の推進（再掲）
- ④プロスポーツ団体等への支援
- ⑤東北大会以上出場者への補助金の交付（再掲） 等

施策【8】 スポーツによる地域の活性化の推進

児童生徒を巻き込んでの「地区住民運動会」は長い歴史を誇り、地域住民の一体化を促進し、まちづくりに活かされてきました。小学校統合後も、地域が一体となったスポーツ活動を工夫し、地域の活性化に活かしていく必要があります。

遊佐町の観光資源を生かし県外スポーツ団体の合宿を誘致し、スポーツを通じた交流を行うことで地域活性化を図っていきます。そのために、県のスポーツコミッションと連携を密にし、スポーツ合宿制度を積極的にPRしていきます。

- ◆具体的には ①行政・各地区・団体等との情報の共有と協働
- ②観光資源を意識しての、スポーツを通じた町内外の交流人口の拡大 等

基本施策 16 確かな教育行政の推進

施策【1】 広報・公聴活動の推進

町広報やインターネット等を活用して事業内容や会議の情報の周知を工夫していきます。さらに、公聴の機会を工夫して幅広い町民や現場の思いを拾い上げ、施策に反映させていきます。

- ◆具体的には ①町広報を通じた教育関連情報の発信
- ②インターネットを活用した情報発信
- ③現場訪問・各種審議会や協議会等での公聴活動の充実 等

施策【2】 施策の点検評価の実施と効率的な業務の遂行

「教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検・評価」を行い、事業の必要性、効果、経費等を評価し点検を行い、次の施策の改善を図っていきます。点検・評価の際には外部評価委員の専門的、客観的な立場からの意見も大事にしていきます。

- ◆具体的には ①「教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検・評価」の際の数値化等の工夫
- ②外部評価委員や各種協議会等、公聴活動による意見の反映
- ③財政状況を踏まえた事業の展開や組織の改編、施設設備等の整備の工夫 等



ICTを活用した授業の様子

資料編

- 1 遊佐町町民憲章・まちづくり基本条例…………… 54
- 2 第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画策定の経過…………… 55
- 3 第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画策定要綱…………… 56
- 4 第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画検討委員会設置要綱…………… 57
- 5 第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画検討委員会委員名簿…………… 58
- 6 用語の解説…………… 59

1 遊佐町町民憲章・まちづくり基本条例

◇遊佐町町民憲章（昭和 55 年 4 月制定）

遊佐町は、恵み多い鳥海山と日本海と月光川の清流にはぐくまれ、創造性豊かな歴史と文化をもつ田園のまちです。

わたしたちは、このすぐれた風土を愛し、いっそうのお互いのしあわせとまちの繁栄をきずくため、ここに町民憲章を定めます。

- ・心と体をきたえ、やすらぎのある家庭をつくります。
- ・思いやりの心もち、お互いに助け合います。
- ・きまりを守り、時間を大切にし、良い習慣をつくります。
- ・働くことにほこりもち、すすんで仕事にはげみます。
- ・自然を大切にし、文化を高め、住みよいまちをつくります。

◇まちづくり基本条例（平成 19 年 6 月制定）

前文

遊佐町は、恵み多い鳥海山と日本海、そして月光川と日向川の清流にはぐくまれた創造性豊かな歴史と文化をもつ田園のまちとして発展してきました。

一方、厳しい自然や幾多の災害を克服し、公益と開拓の精神をもって今日の繁栄を築いてきた先人たちの英知と努力を忘れてはなりません。

今、新たな分権型社会を構築していくにあたり、私たち町民は、遊佐町を愛し、豊かな自然と共生し、先人たちが積み重ねてきた歴史、文化を次の世代に引き継ぎ、お互いの幸せとまちの繁栄を築いていくため、さらなる町民主体の自治を進めていかなければなりません。

そのためには、町民自らがまちづくりに積極的に参画し、町民と町が情報を共有し、協働による元気のでるまちづくりを進めていくことが必要です。

ここに、私たちは、遊佐町のまちづくりを進めるための基本的な原則を定め、町民主役による自治を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

第 3 章 町民の権利と責務

第 5 章 議会の役割と責務

第 7 章 参画と協働

第 9 章 町民投票制度

第 2 章 まちづくりの基本原則

第 4 章 町の役割と責務

第 6 章 会議の公開と情報の共有

第 8 章 町民自治組織

第 10 章 遊佐町まちづくり基本条例の改正

2 第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画策定の経過

期 日	事 項	主な内容
令和3年 10月22日	課内検討会議	○実態把握、課題整理、見直し内容の検討協議
12月20日	課内検討会議	○見直し内容の検討、検討委員会組織体制案の検討
令和4年 2月14日	遊佐町教育委員会会議	○後期計画策定要綱および検討委員会設置要綱案、策定スケジュール
2月18日	課内検討会議	○見直し内容の精査および後期計画素案の検討
4月7日	課内検討会議	○後期計画素案の検討、委員の委嘱
7月26日	課内検討会議	○後期計画素案の確認
8月24日	第1回第2次教育振興基本計画後期計画検討委員会	○背景、成果と課題、後期計画素案の検討、策定スケジュール
9月28日	第2回第2次教育振興基本計画後期計画検討委員会	○後期計画素案の検討・調整、パブリックコメントの実施案
10月7日～ 10月20日	パブリックコメントの実施	○町ホームページ、町事務局・各まちづくりセンター閲覧公開
10月25日	第3回第2次教育振興基本計画後期計画検討委員会	○パブリックコメントの実施結果と対応、後期計画案の最終調整
11月11日	遊佐町教育委員会会議	○後期計画の決定（計画の議決）



新生遊佐小学校の校章

3 第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会情勢の著しい変化に対応して、長期的な展望に立った本町教育行政の基本的方向を明らかにするとともに、前期5年間の成果と課題を整理し、後期5年間の後期計画の策定について、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この計画は、「第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画」(以下、「計画」という。)と称する。

(計画の性格)

第3条 この計画は、遊佐町教育委員会の所管事項を中心に、後期5年間に取り組むべき本町教育の基本的方向及び各分野における施策の内容と方向を明らかにするものである。

2 この計画は、「遊佐町総合発展計画(第8次遊佐町振興計画)後期基本計画」の教育分野に関する具体的計画として位置づけ、また、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画後期計画として位置づけるものとする。

(計画の対象・範囲)

第4条 計画の対象・範囲は、町教育委員会の所管事項を中心として、本町教育振興のため必要と認められる教育全般に関する事項とする。

(計画の期間)

第5条 計画の期間は、令和5年度を初年度とし、令和9年度を目標年度とする。

(計画の策定期間)

第6条 この計画は、令和4年度末までの完了を目途として策定する。

(検討委員会)

第7条 計画の策定について町民の意見を反映させるため、学識経験者、教育関係者等からなる「第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設ける。

(事務局)

第8条 計画を策定するため、検討委員会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

(町長部局との連絡)

第9条 計画策定にあたって、町長部局の所管事項と関連するものについては、町長部局に協力を要請し、十分な連携を図るものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、計画策定に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、計画の策定をもって効力を失う。

4 第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画策定要綱第7条に基づき、第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に必要な事項に関すること。
- (2) 資料の収集その他計画の策定に必要な調査に関すること。
- (3) 前号に定めるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(委嘱)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 遊佐町校長会の代表
- (2) 遊佐町立小中学校PTAの代表
- (3) 町内の幼稚園並びに保育園の代表
- (4) 町内の幼稚園並びに保育園の保護者の代表
- (5) 社会教育委員の代表
- (6) まちづくり協議会の代表
- (7) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選とする。
- 3 委員長は、検討委員会を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、遊佐町教育委員会教育課総務学事係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、計画の策定をもって効力を失う。

5 第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画検討委員会委員名簿

【委員】

No.	氏名	所属・役職	備考
1	武田 真理子	東北公益文科大学教授	学識経験者
2	菅原 覚	遊佐小学校校長	小学校代表、校長会会長 委員長
3	佐藤 英喜	遊佐中学校校長	遊佐中学校代表 副委員長
4	石垣 正浩	遊佐小学校 PTA 会長	小学校 PTA 代表
5	齋藤 裕樹	遊佐中学校 PTA 会長	遊佐中学校 PTA 代表
6	遠田 裕子	認定こども園杉の子幼稚園長	幼稚園長・保育園長代表
7	今野 太陽	藤崎保育園前保護者会長	幼稚園・保育園保護者代表
8	伊藤 新一	西遊佐地区まちづくりの会会長	まちづくり協議会連合会代表
9	佐藤 信	社会教育委員	社会教育委員代表
10	池田 久	健康福祉課長	

【事務局】

No.	氏名	職名	備考
1	土門 敦	教育長	令和4年度
2	那須 栄一	同上	令和3年度
3	菅原 三恵子	教育課長	
4	菅原 潤	教育課 総務学事係長	令和4年度
5	鳥海 広行	同 課長補佐兼総務学事係長	令和3年度
6	鈴木 純平	同 学校指導係長兼指導主事	令和4年度
7	佐藤 健太郎	同上	令和3年度
8	渋谷 志保	同 課長補佐兼文化係長	
9	齋藤 浩一	同 社会教育係長	

(以上 順不同)

6 用語の解説

(※頁数は初出の頁数を記載しています。)

【あ行】

●ICT P1

情報 (information) や通信 (communication) に関する技術 (technology) の総称。

●青色パトロール隊 P34

車の屋根に青色のランプを灯しながら子どもたちを見守る車・人。

●アーカイブ P13

英語の「Archive」に由来する言葉で、資料や記録をひとまとめにして保存すること。

●アマハゲ P9

「遊佐の小正月行事」として国指定の重要無形民俗文化財になっている来訪神行事。吹浦地区の3集落(女鹿・滝ノ浦・鳥崎)に伝わり、面をつけた若者が家々を回る。

●イノベーション P4

今までにない新しい価値観や知識などを取り入れて、社会に変革をもたらすこと。

●インクルーシブ教育 P30

身体障がいや知的障がいなど、障がいの有無にかかわらず子どもたちが地域の学校で学べるような教育のこと。

●インターンシップ P27

自分の将来を見据えるために、実際に仕事を体験する制度。

●SDGs P1

「Sustainable Development Goals」の略称。「持続可能な開発目標」のことで、国際社会共通の目標。

●OJT P31

On the Job Training (オンザジョブトレーニング) の略。職場内(校内)での研修・訓練。

【か行】

●学社融合 P18

学校教育と社会教育(家庭・地域社会)が、それぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら一体となって取り組んでいこうとするもの。(生涯学習審議会答申より)

●GIGAスクール構想 P7

児童生徒に一人1台の学習端末(タブレット・パソコン)を配布し、高速ネットワーク環境を学校に整備する国の取り組み。

●キャリア教育 P11

勤労観及び職業観を中心に、将来の生き方を育み、自立できる能力をつけることを目的とする教育。

●キャリアパスポート P27

小学校から高校までに行ったキャリア教育の記録。

●グローバル化 P3

政治・経済・文化など、さまざまな場面で従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行なわれること。

●公益の心 P17

現在及び未来における不特定多数の者の利益、その他地域及び社会の利益を思う心。

●コミュニティ・スクール P1

地域住民による「学校運営協議会」を組織し学校理解を深め、承認することを柱に地域とともにある学校づくりを目指す。

【さ行】

●ジオパーク P6

地質学的・地球科学的な価値の高いところを認定し、それらの地域の保全や地質教育、関連する文化財等の活用を奨励するしくみ。

●10の育ちの姿 P10

幼・保から小学校への円滑な接続を見据え、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を10項目挙げて示している。

●小1プロブレム P30

小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話の聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

●スクールガードリーダー P34

地域学校安全指導員とも言われ、子どもたちの安全を守るために、教育委員会が委嘱した警察官OB等の防犯の専門家。

●スクールソーシャルワーカー P10

児童生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職。

【た行】

●確かな学力 P17

知識や技能の他、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力等を含めた学力。

●地域学校協働活動推進事業 P9

「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携、協働して行う文部科学省が推奨する活動。

●中1ギャップ P30

小学校から中学校に進学したとき、学習内容や生活リズムの変化になじむことができずに不適応を起こし、いじめが増加したり、不登校になったりする現象。

●超スマート社会 P1

国の科学技術政策で Society5.0 とも呼ばれる。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会のこと。

【な行】

●ノーマライゼーション P41

障がい者が他の住民と同様に、社会の一員として種々の分野の活動に参加することができ、全ての人々がノーマルな生活を送られる社会にしていこうとする考え方。

【は行】

●ペアレント・トレーニング P6

保護者の子育てへの悩み解決や、課題の克服を目指す学び。

【ま行】

●学びのセーフティネット P4

学び直しを含め、経済的理由等での機会を逸することなく教育を受けることができるようにするしくみ。

●マニフェスト大賞 P8

地方自治体の議会・首長、市民等のすぐれた活動を募集し、表彰する政策コンテスト。

●メディアコントロール運動 P28

情報化社会が急速に進展する中で、パソコンなど電子メディアを使いこなす基礎的な知識や技能を育成することが大切になっている一方で、電子メディアに長時間触れることによって、睡眠不足、生活リズムの乱れや視力や体力の低下なども問題になっている。テレビやスマートフォン等のメディアと接する時間を少なくし、家庭での会話や読書の時間を増やすことによって、子どもたちをメディアによる弊害から守る取り組み。

【や行】

●ユニバーサルデザイン P30

障がいの有無にかかわらず、全ての人が使えるように、建物・製品・環境などをデザインすること。

●四大祭 P6

遊佐町に由来する歴史上の4つの出来事に関する偉人の遺徳を顕彰する行事。諏訪部祭・戴邦碑祭・政養祭・藤蔵祭をいう。

【ら行】

●リーディングスキルテスト(RST) P7

文章に書かれている意味を正確にとらえる力(基礎的な読解力)を測定し、診断するテスト。

第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画

2022（令和4）年11月11日 策定

編集・発行 山形県遊佐町教育委員会

問い合わせ 〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202番地
遊佐町教育委員会教育課 総務学事係
TEL：0234-72-5891 FAX：0234-72-3313
E-mail：gakuji@town.yuza.lg.jp

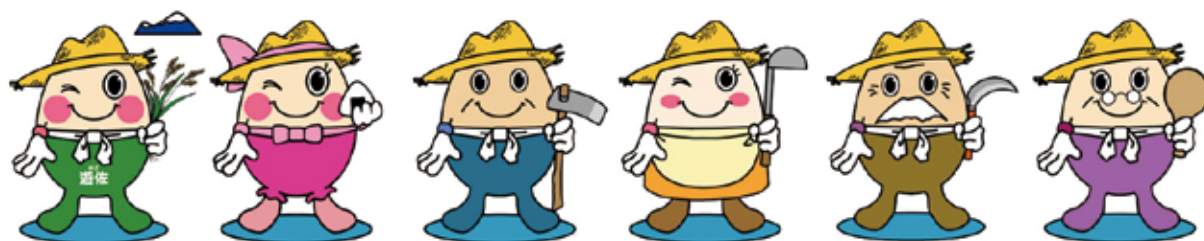
表紙写真 鳥海山と校舎と子どもたち

はや お あさ やく どう はや ね 早起き・朝ごはん・躍動・早寝

やく どう ゆ ざ こ じょう 「躍動」する遊佐っ子 10か条

令和2年度 優れた「早寝・早起き・朝ごはん」運動として文部科学大臣表彰

1. 「はい」の返事と明るいまあいさつ
2. 心こめ、日課のひとつ手伝いを
3. 勉強は自ら進んでていねいに
4. 体を鍛え、いい汗かこう
5. 読書の時間を大切に
6. 思いやる心で広げる友達の輪
7. ルールを守って安全・安心
8. メディアとは上手に付き合い時間を確保
9. 「ありがとう」いつも忘れず明るい家族
10. 夢をもち、今日も元気にがんばろう



遊佐町イメージキャラクター：米〜ちゃんファミリー